

研究

コンビナート社外工労働者の集積基盤

——水島コンビナートの事例的研究——

伍 賀 一 道

目次

- 一 はじめに
- 二 水島コンビナートにおける社外工労働者の位置
- 三 コンビナート労働市場の形成による兼業従事者の「吸引」と農村労働市場の動向
- 四 コンビナート社外工労働者の低賃金固定化の機構
- 五 むすび

一 はじめに

本稿は、重化学工業コンビナート社外工労働者の低賃金を規定する諸要因のなかで、もっとも基底的要因である兼業労働の存在構造——これは、コンビナートの進出がもたらした地域の労働市場の変化を示している——を明らかにすること

コンビナート社外工労働者の集積基盤（伍賀）

を課題とする。もちろん、「高度経済成長」の過程のなかで達成された労働市場の発展水準からみて、現在日本に存在するすべての重化学工業コンビナートの社外工労働者が兼業労働とかかわりをもっていると考えることはできない。そこで、本稿の分析対象は、一九六〇年代前半に新産業都市または工業整備特別地域指定によって、農村とのかかわりの濃い中小都市周辺に建設されたコンビナートに限定されることになる。当面の分析にあたっては、資料的制約のため、このような類いのコンビナートのなかでも、さらに水島コンビナートに事例を限定せざるをえない。⁽¹⁾

さて、「工場の地方分散」にもとづいて建設されたコンビナートによって、新たに形成された労働市場（便宜上、コンビ

ナート労働市場と呼ぶ。以下同じ⁽²⁾は、当該地域在来の農村労働市場と衝突し、とりわけ農業臨時雇労働市場の部分的崩壊をもたらすが、農家の主婦を主たる基盤とする農村工業労働市場に対しては大きな変化を及ぼすにはいたらない。コンビナート労働市場の農村労働市場に対するこのような関係は、後に明らかにするように、社外労働者(兼業従事者)世帯の「労働力の価値分割」の形態に独自の影響を与えるのである。したがって、コンビナート社外労働者の低賃金規定要因を具体的に表示する兼業労働の存在構造の解明という本稿の課題は、コンビナート労働市場(本稿の場合、特に社外労働市場)と農村労働市場との対抗関係を軸にしてはじめて明らかにされるべきものである。

なお、この事例的分析は、現段階の日本資本主義の低賃金規定要因として、農家世帯員の兼業労働をどのように位置づけるかについての研究のために、一事例を提供することをも意図している。

現段階で、産業予備軍としての主要な役割をはたすものとして、小資本・零細資本の雇用する労働力、および非労働力としての家庭婦人の二形態(都市停滞的過剰人口)を重視する見

解⁽³⁾に対して、上原信博氏は、農村における潜在的・停滞的形態の産業予備軍の存在と比重を重視し、その理由を以下のごとく説明される。

第一に、都市小零細企業労働者が、一般的・平均的労賃水準よりも低位にある低賃金労働者群であることは言うまでもないが、「これら小零細企業の追加労働力にたいして、農家から兼業従事者として送りこまれる比重は決して小さくないこと」、次に「女子の『非労働力の労働力化』については、同じ都市小零細企業労働者の家族とともに、農村の主婦も大きな発生源になっている」こと、さらに、農村地域への「進出企業ないしその下請関連企業に労働力を供給する基盤は、工業導入をうけた地方ないし周辺の農村地域であり、農村住民の世帯員であること」などである⁽⁴⁾。

わたくしは、本稿の分析対象にみるかぎり、上原氏の見解に同意するものであるが、たんに、小零細企業の低賃金労働力の供給基盤としてだけでなく、場合によっては、新鋭重化学工業コンビナートの生産工程の奥深くに導入されている社外労働者の供給基盤としても、農家兼業従事者が存在していることを明らかにするものである。その際、コンビナート社外労働市場と在来の農村労働市場との対抗関係を媒介として、社外労働者の低賃金と兼業労働との関連を解明したいと考える⁽⁵⁾。

第1表 水島コンビナート主要企業立地状況一覧表 (1974年)

部 門	事 業 所 名	操業開始	敷地面積 m ²	従業員数 人
輸送用機械 一般機械 織 維 食 品	三菱自動車工業 水島自動車製作所	1943. 9.	865,971	6,200
	住友重機械工業 玉島製造所	48. 8.	385,240	1,220
	クラレ 玉島工場	56. 11.	408,388	1,415
	日本興油 水島工場	57. 4.	140,940	476
石油化学	三菱瓦斯化学 水島工場	60. 6.	173,974	481
石油精製	三菱石油 水島製油所	61. 5.	1,524,201	870
石油精製	日本鉱業 水島製油所	61. 6.	1,434,205	880
電 力	中国電力 水島発電所	61. 11.	521,614	193
鉄 鋼	東京製鉄 岡山工場	62. 10.	473,109	1,135
石油化学	三菱化成工業 水島工場	64. 7.	1,264,260	1,894
石油化学	旭ダウ 水島工場	65. 2.	471,125	434
石油化学	関東電化工業 水島工場	65. 3.	191,748	220
鉄 鋼	川崎製鉄 水島製鉄所	65. 8.	11,383,527	11,300
石油化学	旭化成工業 水島支社	70. 9.	563,005	927
石 油 力	中国電力 玉島発電所	71. 4.	487,585	211

(出所) 岡山県商工部『水島臨海工業地帯の現状』(1974年6月刊)より作成。

コンビナート社外工労働者の集積基盤(伍賀)

(1) 農村周辺地域に建設されたコンビナート・工業地帯としては、水島地区の他に、鹿島、播磨、備後、周南、大分・鶴崎などの各地区がある。

なお、水島コンビナート主要企業の立地状況概要については第1表を参照されたい。

(2) コンビナート労働市場は、本工労働市場と社外工労働市場に分けられる。前者は、若年労働者を主たる基盤としており、兼業労働との関連はほとんど問題にならない。本稿の課題とかわるのは後者である。

(3) たとえば、高木督夫「賃金と労働力流動化」(『経済』、一九七一年八月号所収)。

(4) 上原信博「農家の総兼業化と賃金問題」(『経済』、一九七三年三月号所収)七九〜八〇ページ。

(5) 低賃金の規定要因の解明は、労働市場の分析のみでは不十分であるが、その基底に労働市場分析を据えることは重要である。ただ、その場合、「労働経済論」が構想する「労働市場」「労使関係」「団体交渉」論の枠組から解放された労働市場論でなければならない。

二 水島コンビナートにおける社外工労働者の位置

ここでの課題は、社外工労働者の実態を素描することにある。したがって、まず一般に重化学工業コンビナートにおけ

る社外工労働者の位置を考察したのち、特に水島コンビナートを構成する各部門ごとに社外工労働者編成の特徴を明らかにすること、第二に、社外工労働者の労働条件の低位性およびその特徴を本工労働者と比較しつつ概観すること、最後に、そのような劣悪な労働条件にもかかわらず就労している社外工労働者の集積基盤を明らかにすることである。

(1) 社外工（作業請負工・工事請負工）労働者編成

①重化学工業コンビナートにおける社外工労働者の位置。

今日の重化学工業コンビナートを構成する鉄鋼業・石油精製業・石油化学工業などの装置工業における下請形態は、自動車工業に代表される組立工業における下請形態（製品加工下請・部品加工下請）とは異なり、作業請負（運輸作業・機械整備作業・清掃作業など作業の下請で、発注企業の構内で行われる）や工事請負（設備や建設などの工事請負で、やはり発注企業の構内で行われる）が主要な形態である。⁽¹⁾ 社外工労働者は、これら作業請負・工事請負を専門的に担当する「協力会社」の労働者である。

「協力会社」制度（社外工制度）は、第二次大戦前の労務供

給事業・組請負の現代版といえよう。一九五二年二月、職業安定法で禁止された労働者供給事業の認定基準が改悪され、「自ら提供する機械、設備、器材」や「その作業に必要な材料、資材」を使用しなくても、「企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験」（傍点は引用者）のうちどれか一つがあれば労働者供給事業に該当せず、したがって、職業安定法にも違反しないことになった。⁽³⁾ これをうけて、たとえば旧八幡製鉄では、同年に「荷役現業所」⁽⁴⁾ を解体して旧「組」を「協力会社」という新装で復活し、「協力会社」から労働力の供給をうけるのではなく、「協力会社」に一定の作業を請負わせ、「協力会社」がこの請負作業を完成するという現在の「協力会社」制度がはじまった。⁽⁵⁾ 一九五〇年代後半までは、むしろ臨時工制度が大勢を占めていたが、臨時工の抵抗（無権利、低賃金労働に対する改善の要求、臨時工組合の結成）も加わって、一九六〇年頃を境に、臨時工制度は社外工制度にとつてかわられた。

社外工労働者は、「協力会社」と雇用契約を結んでいるため、形式上は親企業（通常、独占企業）とは何らの関係ももたないことになるが、彼らは親企業の生産工程の奥深くで就労

しており、その労働条件は独占企業の資本蓄積過程に規定されているという点を見逃がしてはならない。⁽⁶⁾けれども、社外労働者は親企業と交渉する権限をまったくもっていないのが実情である。それゆえ、親企業にとっては、労働者の募集費・福利厚生費などの負担をまぬがれるとともに、労働組合運動の圧迫をうけることもなくして、低賃金労働を広汎に利用することが可能となる。しかも、社外工は、臨時工よりも容易に人員整理が可能であり、退職金の負担や解雇にともなう労資間の紛争も回避しやすい。さらに、工場外の下請利用の形態(たとえば部品加工下請)よりも、本工・臨時工の労働条件にたいし直接的な圧力をくわえることができる。「このように社外工制度は、労働組合運動への対抗策という性格をもふくめた最も効果的な賃金節約の形態として定着し強化されてきている。⁽⁷⁾」

ところで、「協力会社」(特に、作業請負の担当作業は、コンピュータ・システムにもとづく基幹的生産工程の周辺で未だ機械化・自動化されない部署が大部分である。したがって、装置工業のなかでも鉄鋼業、石油化学工業、石油精製業などの部門によって機械化・自動化の度合に違いがあるから、

コンピュータ社外労働者の集積基盤(伍賀)

作業請負を必要とする程度に差異が生じてくるのは当然である。⁽⁸⁾

以上の諸点を前提にして、水島コンビナートを構成する各部門ごとに、社外労働者編成の特徴を明らかにしたい。

②水島コンビナートにおける社外工編成。

(1)鉄鋼業。今日、社外労働者をもっとも多く利用しているのは鉄鋼業である。いま、浮動的な性格をもつ工事請負工を除いて、定常的な労働者のなかに占める社外工(作業請負工)の比率をもとめると、現代日本の鉄鋼一貫製鉄所においては、一般に三〇%台、ないしそれ以上であり、しかも最新の製鉄所ほど作業請負工比率が高く、五〇%〜六〇%に及ぶ。⁽¹⁰⁾作業請負工は、現在の鉄鋼一貫製鉄所で定常的に必要とされている作業のうちで、製鉄・製鋼・圧延の各段階のもっとも基幹的な作業を除く、きわめて広範な作業に従事している。すなわち、「各種の運転室、計器室において、ハンドルやレバー操作を通して直接的に基幹的な機械・装置、たとえば溶鉱炉、転炉、各種圧延機などにかかわりをもつ基幹的な作業を除けば、それ以外の各種工場付帯作業、運搬作業、整備作業、さらにビジネスサービス作業はほとんど全面的にそれぞれ専

第2表 川崎製鉄水島製鉄所における作業
請負企業および請負工労働者編成(1)

	元 請		2次下請	
	企業数	人 員	企業数	人 員
運輸部門	1	985	10	996
製造工程部門	13	1,768	30	810
電気保全部門	1	176	14	313
機械保全部門	17	604	42	627
築炉保全部門	3	232	8	326
動力計測その他保全	10	96	10	96
サービス部門	8	482	10	23
① 小計(実数)	50	4,343	123	3,191
(延数)	(53)		(124)	
② 所属不明	38	857	77	613
総計 ①+②	88	5,200	200	3,804

(出所) 「川崎製鉄水島製鉄所, 安全衛生協力会」資料をもとに聞き取りにより作成(ただし, 1974年2月現在)。

第3表 川崎製鉄水島製鉄所における工事
請負企業および請負工労働者編成
(ただし, 1974年2月現在)

協力会 部会別	元 請		2次下請	
	企業数	人 員	企業数	人 員
川 化 部 会	7	324	19	340
製 銑 部 会	3	46	7	92
製 鋼 部 会	2	422	10	266
第一 延 部 会	1	1	1	2
第二 延 部 会	0			
鑄 鍛 部 会	0			
工 程 部 会	0			
シ ス テ ム 部 会	0			
土 建 部 会	28	777	198	2,395
保 全 部 会	4	39	5	32
動 力 部 会	4	32	7	93
運 輸 部 会	0			
業 務 部 会	0			
関 連 部 会	0			
計	49	1,641	247	3,220

(出所) 第2表に同じ。

① 門的な協力企業の労働者によって担当されることになってい
る」(川崎製鉄水島製鉄所における作業請負の詳細は、第2表(2)を参
照されたい)。他方、工事請負工は、構内の設備据付、各種建

設工事、補修工事に従事している。

いま、川崎製鉄水島製鉄所の作業請負担当の「協力会社」お
よび請負工(社外工)編成を部門ごとに表わしたのが第2表(1)、
(2)である。元請段階には、全部門で八八社・五、二〇〇名、

第二次下請段階に二〇〇社・三、八〇〇名、合計約三〇〇社
・九、〇〇〇名の「協力会社」および請負工が存在している。
さらに、この下位に第三次、第四次下請が組みこまれている
のであるがその詳細は不明である。¹²⁾

元請段階と第二次下請段階との「協力会社」を比較すれば、
前者の方が、資本金においても従業員数においても後者を上
回っており、元請段階には、資本金が一〇億円を越えるよう
な大企業がいくつか存在しているのは注目する(第2表
(2)、「資本金」の欄参照)。また、各部門の要所には、資本金に

においても川崎製鉄に結びついている企業（関連企業）が配置されている。これにたいし、第二次下請以下の段階になると、一〇人前後の請負工を率いて「社長」自ら生産工程で就労する類いの「協力会社」が相当数存在しているのである（同表「人員」の欄参照）。

次に、工事請負企業数および請負工労働者数を第3表に掲げておく。工事請負は、その性格からして浮動的であり、請負工数もたえず変動しているが、種々の修理、建設工事は常時行われており、第3表に掲げてある程度の工事請負工は常時存在すると考えて差支えなからう。年間に一、二回行なわれるオーバードールのさいには、その数は急増する。

以上の社外工労働者にたいし、本工・職員労働者は約一二、〇〇〇名（一九七四年一〇月現在）存在するから、社外工（作業請負工・工事請負工）と本工・職員労働者は、ほぼ同数でありしたがって、川崎製鉄水島製鉄所構内には常時二四、〇〇〇〜五、〇〇〇名の労働者が層をなして存在していると考えられる。

(ii)石油化学工業。石油化学工業は典型的な装置工業であって、鉄鋼業よりもはるかに進んだ生産構造をもっている。

コンビナート社外工労働者の集積基盤（伍賀）

第4表 三菱化成工業水島工場における下請企業（「協力会社」）および請負工編成（1974年4月）

	協力会内訳	下請企業数	延人員	延労働時間	1日当りの平均人員	担当作業
			①	②	③	
作業請負	運輸部会、構内作業班	9	8,986	84,121	300	包装、運輸、清掃 装置修理、保全 電気系統保全 建設関連工事
	工事部会、装置班	24	18,471	145,300	616	
	工事部会、電気計装班	7	1,731	14,209	58	
工事請負	工事部会、土建班	11	4,518	37,893	151	
	計	51	33,706	281,523	1,125	

（出所）「三菱化成工業水島工場、安全協力会」資料（1974年4月分）より作成。

- 注：1) 「延人員」とは、1974年4月1日より30日までの毎日の就労者数の合計である。したがって、「延人員」を30(日)で割れば、「1日当りの平均人員」を得る。
2) 「工事部会、装置班」「工事部会、電気計装班」の担当作業は、内容から考えて、定常的であるので、作業請負に含めた。

装置と装置の間
「装置体系」と
「装置体系」の
間の原材料の輸
送はすべてパイ
プでおこなわれ
る連続生産であ
り、各「装置体
系」は一ヶ所の
制御室で集中的
にコントロール
されるコンピュー
ター・システム
をとっている。⁽¹³⁾
石油化学工業
の労働者は、(a)
運転工（制御室
での監視労働およ
び装置のパトロー

第5表 三菱石油水島製油所における下請企業(「協力会社」)および請負工編成
(1974年4月)

	元 請			2 次 下 請			②+④
	下請企業数	延人員①	1日当りの平均人員② (①÷30)	下請企業数	延人員③	1日当りの平均人員④ (③÷30)	
運輸作業部	10	10,738	358	—	—	—	358
工事部会	6	2,751	92	59	15,552	518	610
計	16	13,489	450	59	15,552	518	968

(出所) 「三菱石油水島製油所, 安全協力会」資料(1974年4月分)より作成。

注: 1) 「延人員」, 「1日当りの平均人員」については, 第4表の注1)を参照されたい。

2) 第4表と同じく, 「工事部会」のなかにも「作業請負」に含めるべきものが存在するとおもわれるが, 本表からは識別できない。

3) なお, 「運輸作業部会」, 「工事部会」の詳細は付表(1)・(2)のとおりである。

付表(1) 運輸作業部会

元請企業名	延従業員数	担当作業
倉敷運輸	1,420	トラック輸送
山九運輸機工	764	海上荷役
両備運輸	405	タンクローリー輸送
日通水島	100	側線操作
菱華運輸	1,546	タンクローリー輸送
菱鶴見輸送	500	船舶輸送
菱昌運輸	375	タンクローリー輸送
中谷石油	5,267	構内作業
木下運送店	2	船舶輸送
研美社	359	清掃
計	10,738	

付表(2) 工事部会

(元請)	(2次下請)	(3次下請)	(延従業員数)
菱油機工	18社		(721)
千代田化工建設			(1,202)
	20社	3社	(4,951)
三菱重工			(363)
	17社		(5,101)
日本揮発油			(67)
	3社		(447)
大成建設			(267)
菱重プラント			(131)
	1社		(42)

ルに従事するオペレーター)、(b)修理工・工作工(補修・改造工事、電気・工作部門担当)、(c)補助労働者(原料の運搬、製品の包装、後処理、清掃担当)、(d)技術者(研究開発技術者、生産現場の技術者)、(e)事務労働者に分けられる。このうち、運輸工とは化学工場のメインテナンスの上で、機能的な分業体制をとり、異質の労働である「修理工・工作工の大部分や、生産工程上、自動化・機械化の遅れた部分を担当する補助労働者は、通常、社外工である⁽¹⁵⁾。鉄鋼業と比較すれば、生産の自動化が一層進んでいるため、作業請負工の導入される箇所は、このようにプラントの保全、運輸関連作業に限定されている⁽¹⁶⁾。

石油化学工業の社外工編成のこうした特徴を具体的に確かめるために、三菱化成工業水島工場を例にとれば、第

4表のごとくである。本工・職員労働者と作業請負工との比率は、約六〇対四〇⁽¹⁷⁾で鉄鋼業と顕著な相異はないが、絶対数にすれば、本工・職員労働者および社外工労働者(作業請負工・工事請負工)共に鉄鋼業を相当下回る。⁽¹⁸⁾

③石油精製業。石油精製業は、石油化学工業とならぶ装置工業の典型であり、生産工程上で、石油化学工業の前段階に位置し、原油精製過程から生ずるナフサ(粗ガソリン)を石油化学工業に供給する。石油精製業と石油化学工業とはパイプでつながっており、労働内容、労働者編成共に石油化学工業に近似している。具体例として、三菱石油水島製油所の下請企業および社外工編成を掲げておく(第5表)。

(iv)電力産業。火力発電の燃料が石炭から石油へ転換したのを契機に、電力産業は六〇年代以降の重化学工業コンビナートの重要な構成部門となった。水島コンビナートにおいても、中国電力水島発電所、同・玉島発電所、それに水島共同火力の三⁽¹⁹⁾発電所が操業しており、水島コンビナート各企業の電力需要をまかなうのみならず、中国地方東部地域への電力供給をになっている。⁽²⁰⁾

電力産業における定常的な作業請負としては、保全、清掃

コンビナート社外工労働者の集積基盤(伍賀)

関係以外ごく稀であり、年一回のオーバーホールのさい、工事請負の「協力会社」も含めて十数社が「安全協力会」を構成する程度である。⁽²¹⁾

* * *

これまで、水島コンビナートを構成する主要四部門(鉄鋼業・石油化学工業・石油精製業・電力産業)の下請企業(協力会社)および請負工(社外工)労働者編成の特徴を検討してきた。ここでふれなかつた自動車工業・食品工業・コンクリート製品製造業などの諸企業を含めると、水島コンビナートを構成する企業数は、一九七四年現在七二(事業所数八〇)。ただし、下請企業は含まず)、本工・職員労働者は三三、七〇〇名にのぼる。主要部門別内訳は、鉄鋼業一三、九八〇名(四一・六%)、輸送用機械器具製造業七、九六〇名(二二・七%)、石油化学工業六、四五〇名(一九・二%)、石油精製業一、五五〇名(四・六%)⁽²³⁾である。鉄鋼業わけても川崎製鉄労働者の占める位置の大きさは格別である。

さらに、社外工(作業請負工・工事請負工)労働者は、総数で少くとも二五、〇〇〇名存在していることは確実であるから、⁽²⁴⁾水島コンビナートの独占企業のもとには約六万名の労働者が、

重層的構造をなして存在することになる。

- (1) 堀江英二「協力会社」『経済論叢』、第一一巻第三号所収、二〇三ページ。
なお、「製品加工下請」とは、製品の加工自体の請負で、自動車・電気製品などの総組立を請負う形態であり、「部品加工下請」とは、独占企業の完成品のための部品加工の下請である。
- (2) 「何人も……労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用してはならない」『職業安定法、第四四条』。
- (3) 「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」（一九五二年二月一日公布、同年労働省令第一号）。
- (4) 一九四三年一月、それまで「八幡製鉄所運搬請負共済組合」に加入していた沿岸荷役・陸上荷役業者と「海上運送組合」に加入していた小船主業者とが合流して、「日鉄八幡港運（株）」が設立された。「しかるに、昭和二年一月職業安定法の施行によって従来の荷役請負作業は全面的に禁止されるに至った。ここにおいて当所は全荷役作業及びその所属労働者を殆ど全面的に引継いで昭和二年一月一日直轄の荷役現業所を設置した」（八幡製鉄株式会社『八幡製鉄所五十年誌』、一九五〇年、二〇三ページ）。
- (5) 堀江英一、前掲論文、一八ページ。なお、親企業による「協力会社」の管理は、各地域の事業所にまかされており、各事業所単位で「協力会社」の統括組織（「安全」協力会）が組織されている。
- (6) 社外労働者の賃金を例にとろう。「協力会社」が社外工に支払う賃金の財源は、「出統一回当り」とか「トン当り」とかの作業量を単位として、親企業によって「協力会社」に支払われた請負代金に他ならず、請負代金自体、たえず単価切下げの圧力をうけるほか、親企業の操業度によって規定されること大である。
- (7) 戸木田嘉久『現代の合理化と労働運動』労働旬報社、一九六五年、二一六ページ。
- (8) ただし、独占企業による社外工制度の導入の意図は、前述のごとく多様であり、したがって技術的要因だけで社外工制度の存否を考へることはできない。
- (9) 『労働経済学』（『労働経済学』）。ここで、工事請負工を除いた理由は、彼らは当該の製鉄所の建設作業の進行とかかわって浮動的なものである、定常的な社外工の存在状況を知るには不適切であるためである。しかし、各種の建設工事・修理工事は常時おこなわれており、工事請負工も一定数は絶えず就労していることは確実である（坂本和一「現代巨大生産単位における労働者の存在構造」、『立命館経済学』、第二二巻第三・四合併号所収、二〇九ページ）。
- (10) たとえば、一九七二年二月末時点では、君津製鉄所六〇％、福山製鉄所五四％、堺、鹿島製鉄所各々五三％である（坂本和一、前掲論文、二〇九ページ）。
- (11) 坂本和一、前掲論文、二二・二二八ページ。
- (12) たとえば、電気保全部門の第三次下請段階には、少くとも

三三の「協力会社」・二六九名の請負工の存在を確認しうる
(一九七四年二月現在、川崎製鉄水島製鉄所「安全協力会」
資料による)。

(13) 下谷政弘「コンビナートの技術構造」(『経済論叢』、第一
〇八巻第六号所収)七八〜八六ページ。

(14) 山本香「コンビナートと労働——石油化学工業の場合」(季
刊『科学思想』、第一号、一九七四年一月刊所収)、五六
〜五八ページ。

(15) 山本香、前掲論文、五七ページ。修理工・工作工は「装置
の日常的な保守・管理や新改造工事を中心的な仕事とし」、
「作業が連続的でなく、作業量は一定していない場合が多く、
したがって、工場維持に最低必要な工作工・修理工のみを残
し、他は下請工化する」(同、五七ページ)。かかる下請工
化された修理工・工作工のうち、ブランドエンジニアリング
企業労働者の場合は高度に専門的な労働に携わる者が多く、
彼らは、運輸関連・雑役・清掃などの単純作業に従事する
請負工とは区別して考えなければならぬ。本稿の対象である
兼業労働とのかわりをもつ社外工の大部分は後者に属す
る。

(16) 「運輸」担当の作業請負工は、通常の構外運輸ばかりでな
く、原材料の受入れ・保管・払出し・包装・船積などを含む
広義の運輸作業に従事しており、場合によっては、基幹工程
内の単純作業(たとえば、原料配合投入、タンクヤード整備
など)にも従事することがある(堀江英一、前掲論文、二〇
〜二二ページ)。

コンビナート社外労働者の集積基盤(伍賀)

(17) 第1表、第4表より算出。

(18) 水島コンビナートの石油化学工業は、三菱化成工業水島工
場、三菱瓦斯化学水島工場、旭化成工業水島支社のそれぞれ
を核とする三つのグループから構成されており、生産工程上
のみならず、資本面でもそれぞれまとまりをもっている。後
二者の社外工編成の特徴は、三菱化成工業の場合と大差ない。
(19) 川崎製鉄と中国電力との合併企業。主に、川崎製鉄水島製
鉄所の電力需要を満たしている。

(20) 三発電所の発電能力は以下のとおりである(但し、一九七
四年現在)。中国電力水島発電所六三二キロワット、同・
玉島発電所一、二〇〇キロワット、水島共同火力四六二千
キロワット(岡山県商工部「水島臨海工業地帯の現状」、一九
七四年六月刊、五八〜五九ページ)。

(21) たとえば、一九七三年五月実施の水島共同火力の第一号発
電機定期検査のさい組織された「安全協力会」は、一二の
「協力会社」(請負工二三二名)からなる(同「安全協力会」
資料による)。

(22) 三菱自動車工業水島自動車製作所を中心とする自動車工業
の木工・職員労働者は、水島コンビナートのなかで大きな位
置を占めているが(第1表)、さきに指摘したように、自動車
工業の下請形態の主体は、部品加工下請および製品加工下請
であって、社外工制度という形態をとらないので本稿では省
略した。なお、三菱自工(水島)の下請企業は、少くとも一
一八社存在し、「三菱自工柏会水島支部」(「協力会」)に組織
されている。このうち三〇社は、総社市にある「水島機械金

第6表 水島コンビナート各企業の下請企業(「協力会社」)
および社外工(請負工)労働者数

		下請企業数			請負工労働者数(人)			調査時点
		作業 請負	工事 請負	合計	作業請負	工事請負	合計	
鉄鋼業	川崎製鉄 東京製鉄 (小計)	288	296	584 7	9,004	4,861	13,865 593 (14,458)	1974年2月 1972年
石油化学工業	三菱瓦斯化学 三菱化成工業 旭化成・旭ダウ 日本合成化学工業 岡山化成 関東電化 ペトロコークス 菱日(第2) 日本曹達 チッソ 新旭化成テナック 荒川林産化学 水島化学振興 日本ゼオン (小計)	40	11	28 51 29 19 13 1 13 4 1 1 2 2 3 15	974	151 380 2	1,615 1,125 733 520 105 83 71 18 12 10 11 4 4 (4,311)	1973年5月 1974年4月 1973年5月 " " " " " " " " " " " " "
石油精製業	三井石油 日本鉱業 (小計)			75 32			974 828 (1,802)	1974年4月 1973年5月
電力産業	中国電力水島発電所 水島共同火力 (小計)			22 12			136 132 (268)	1973年5月 "

(出所) 各社「協力会社」資料による。

- 注: 1) 空欄は不明の箇所である。
 2) 「協力会社」のなかには、2社以上の親企業をもつものがある。それゆえ、「協力会社」の小計は求めなかった。
 3) 各社にわたり、2次下請または3次下請以下の段階は不明であるので、実際は本表の数字をかかなり上回るであろう。
 4) さらに、工事請負工の浮動的性格を考慮すれば、本表からは、水島コンビナートの下請企業および社外工(請負工)数の大体的目安を知りうるにすぎない。

(23) 岡山県商工部、前掲書より算出。なお、本工・職員労働者数は一九七一年以降顕著な増加を示していない。

(24) 水島コンビナートの全企業について、その下請企業(「協力会社」)数および請負工(社外工)労働者数を知ることとは不可能に近い。そこで、各社

属工業団地」に共同立地している(岡山県商工部、前掲書、五六ページ)。

第7表 川崎製鉄本工労働者と社外工労働者の年齢別構成
(男子労働者のみ、1974年9月現在)

		19才未満	20～24才	25～29才	(小計)	30～34才	35～39才	40～49才	50～59才	60才以上	合計
川崎製鉄 本工労働者	(人)	727	2,440	2,094	5,261	1,859	1,547	1,576	271	0	10,514
	(%) 構成比	6.9	23.2	19.9	50.0	17.7	14.7	15.0	2.6	0	100.0
社外工労働者 (O社労働者)	(人)	19	45	90	154	64	87	243	102	2	652
	(%) 構成比	2.9	6.9	13.8	23.6	9.8	13.3	37.3	15.6	0.3	100.0

(出所) 川崎製鉄水島製鉄所およびO社へのアンケート調査による。

コンピナート社外工労働者の集積基盤(伍賀)

前項では、重化学工業コンピナートにおける社外工労働者の位置について一般的考察ののち、水島コンピナートに集積する社外工労働者の編成の特徴を、主として量的側面から検討した。この項では、年齢別・勤続年数別労働力構成および

(2) 社外工労働者の労働条件の特徴

〔安全〕協力会「資料をもとに作成した第6表から推測するほかない。ただし、同表では二次下請以下の段階は不明であるので、実際の下請企業数および請負工数は相当上回るものと考えられる。

び賃金・労働時間を指標として、社外工労働者の労働条件の特徴を本工・職員労働者のそれと比較しながら解明する。この課題を十全に果たすためには、水島コンピナートの全部門にわたって検討しなければならないが、資料的制約のため、さしあたり川崎製鉄水島製鉄所本工労働者とその作業請負企業であるO社労働者(すなわち川崎製鉄社外工)とを対象を限定せざるをえない。

①年齢別構成の特徴について(第7表)。川崎製鉄水島製鉄所本工労働者の半数が、二〇歳台の若年労働者であるのに対し、社外工(O社労働者)の場合は四〇歳以上の中高年労働者が五三・二%を占めている。O社の定年は六〇歳であり、川崎製鉄定年(五五歳)退職後、作業請負工としてO社へ再就職した者は、同社労働者全体の一〇%ほどになる。

②勤続年数別構成について(第8表)。本工労働者のなかでは、千葉製鉄所から水島製鉄所へ移籍してきた勤続一〇年以上の労働者が最も多い。水島製鉄所の本格的操業以降の採用者(七年未満の者)を合計すると過半数をこえるが、三年未満の労働者は比較的少い。これに対し、社外工の場合、勤続三年未満の労働者が半数近くを占め、移動の激しさをものがた

第8表 同, 勤続年数別構成(1974年9月現在)

		1年未満	1～3年	3～5年	5～7年	7～10年	10年以上	合計
川崎製鉄 本工労働者	(人) 実数	575	997	2,745	1,836	1,119	3,242	10,514
	(%) 構成比	5.5	9.5	26.1	17.5	10.6	30.8	100.0
社外工労働者 (〇社労働者)	(人) 実数	120	196	128	193	54	5	696
	(%) 構成比	17.2	28.2	18.4	27.7	7.8	0.7	100.0

(出所) 第7表に同じ。

注: 本工は, 男子・労務者のみ, 社外工は, 男子・労務者および男子・職員。

第9表 労働時間・賃金についての川崎製鉄本工・社外工間格差(1974年9月分)

	月間労働時間(時間)			平均賃金(千円)						一 時 間 当 り 金 (円)		
	基 準 時 間	基 準 時 外 間	総 実 働 時 間	基 準 内 賃 金					基 準 外 金		総 額	
				基 本 給	職 務 給	職 能 給	能 率 給	手 当 給				業 績 給
川崎製鉄 本工労働者 (1)	151.6 (85.2)	26.4 (14.8)	178.0 (100.0)	56.1 (35.5)	60.2 (38.1)	0.4 (0.3)	1.5 (1.1)	36.4 (27.8)	123.0 (77.7)	35.2 (22.3)	158.2 (100.0)	888
社外工労働者 (〇社労働者) (2)	162.4 (82.4)	34.6 (17.6)	197.0 (100.0)	5.7 (4.3)	28.8 (22.0)	0.4 (0.3)	1.5 (1.1)	36.4 (27.8)	123.0 (77.7)	94.6 (72.2)	131.0 (100.0)	665
(2)/(1)×100	107.1	131.1	110.7	10.2	48.5	22.4	29.6	268.8	82.8	82.8	74.9	

(出所) 第7表に同じ。注: 男子労務者のみ。

っている(因みに、〇社水島支店の開設は一九六六年である)。

③以上の点を前提にして、社外工の労働条件の基本的特徴を見るならば(第9表)、

第一に、労働時間については、本工の基準内労働時間に比べ、社外工のそれは七〇%程度長いだけであるが、基準外労働時間は三〇%以上社外工の方が上回っており、総労働時間になると一〇%程度長くなっている。(2)

第二に、平均賃金について。社外工の基準内賃金は本工の約三〇%であるが、他方、基準外賃金は二・七倍にも上り、総額では本工の八三%程度になる(従って、時間当り賃金にすると本工の七五%水準にとどまる)。これは、社外工の基準内賃金の著しい低位性を、基準外労働II追加労働にもとづく時間外手当、深夜勤務手当などで補うことによって、本工の賃金総額の八〇%程度の水準を維持していることを示している。(3)さらに、社外工の多くが中高年労働者である点を考慮すれば、本工と

の格差はより大きいものとならう。⁽⁴⁾

こうした社外工の賃金形態は、追加労働を強いることによって時間賃率を引き下げる仕組みを示したもので、親企業（川崎製鉄）の操業度に対応して変動しうる支払い形態をなしている。

* * *

ここでの検討の対象はわずか一例にすぎないが、社外工労働者の労働条件のこのような特徴は、鉄鋼業に限らず石油精製業、石油化学工業などの社外工労働者にもあてはまるもの⁽⁵⁾と考えることができる。

コンビナート独占企業は、本工・職員労働者にたいする「近代的」な搾取形態——高度に集積された物的生産手段とヒューマン・リレーションズなどの労務管理とを一体化した搾取形態——によって利潤を獲得するのみならず、大量の社外工労働者（その多くが中高年労働者）を傘下に組入れ、すでに検討したような低位な労働条件——追加労働の強制、コンビナート独占企業の操業度に照応する賃金支払い形態など——を押しつけることを利潤獲得の重要な源泉としているのである。

(1) O社は、製造工程部門（第2表(2)参照）の元請企業であり、

コンビナート社外工労働者の集積基盤（伍賀）

主として冗延部門を担当している。

(2) 社外工の実際の基準外労働時間は、これを相当上回るものと思われる。なぜならば、第9表では、基準外労働一時間当たり二、七〇〇円という考えられない額になるからである。

(3) 社外工労働者の多くは、健康破壊の危険を冒しつつ「あけとおし」（所定の深夜勤務の終了後、つづけて昼間勤務につくこと）、あるいは「くれとおし」（前者の逆）に従事する。

なお、社外工の場合、二交替制と三交替制が並用されている。社外工の三交替制は、本工のように「四直三交替制」ではなく、「三直三交替制」が支配的である。

コンビナート独占企業は、「労働生産性」の急速な上昇にもとづく相対的剰余価値生産の増大を図るのみならず、社外工にたいする追加労働の強制に典型的にみられる絶対的剰余価値生産をもあわせて追求する。

(4) 筆者は、本工労働者と社外工労働者との賃金格差を第一義的に強調しようとするものではない。本工労働者をも含めた低賃金水準のなかで、とりわけ社外工の労働条件の劣悪さを示すことを意図している。その帰結は、社外工への労働災害の集中となつてあらわれる。

(5) ここでの分析対象に用いたのは元請段階の社外工であるが、第二次、三次下請段階の社外工の労働条件は、より不安定で劣悪なものになるであらう。なお、社外工のなかにも常雇と臨時雇があり、後者の労働条件は常雇の社外工に比べさらに低位になるであらう。

第10表 水島コンビナート各企業のマイクロバス運行状況

企 業 名	所 属	運 路 線	行 数	利用人員(1)	従 業 員 数(2)	(1)/(2)
1. 大阪富士工業	川 鉄・元 請		14	435	878	49.5%
2. 富士工業所	〃		4	220	266	82.7
3. 親和パッケージ	〃		10	231	258	89.5
4. 上家工業	川 鉄・2次下請		6	49	42	116.7
5. 南和工業	〃		8	77	82	93.9
6. 新日炉興業	〃		4	136	147	92.5
7. 東亜外業	〃		2	33	75	44.0
8. 扶桑興業	川 鉄・元 請		1	23	47	48.9
9. 川崎電機工業	〃		3	82	126	65.1
10. 川鉄鋼材工業	〃		2	110	275	40.0
11. 川鉄運輸	〃		4	245	1,511	16.2
12. 中谷興運	川 鉄・2次下請		3	70	186	37.6
13. 岡山県貨物綱運	〃		3	32	110	29.1
14. 倉敷運輸	〃		6	157	159	98.7
15. 大崎建運	〃		2	40	188	21.3
16. 川鉄コンテナ	—		1	40	107	37.4
17. 菱和鉄鋼センター	?		1	90	?	—
18. 瀬戸埠頭	—		1	10	104	10.0
19. 日本合成化学工業	—		2	162	281	57.7
20. 日本興油	—		1	100	476	21.0
21. 日本ゼオン	—			176	209	84.2
22. 福栄産業	三菱化成・元 請		4	41	97	42.3
23. 水野工運	?		9	208	?	—
24. 中谷石油	三菱石油・元 請		2	51	211	24.2
25. 山九運輸機工	川鉄,三菱化成・元請		3	51	113	45.1
26. 水島機工	三菱自工・下 請		3	48	?	—
27. 菅谷工業	川 鉄・2次下請		3	67	?	—
28. 倉敷化工	?		2	65	?	—
29. 享栄工業	三菱自工・下 請		4	95	?	—

(出所) 水島公共職業安定所調べ(1974年2月)をもとに作成。

注: 1) 従業員総数は、第2表~5表までを参照、および下請企業以外の従業員総数は、岡山県商工部「水島臨海工業地帯の現状」(1974年6月)を参照した。

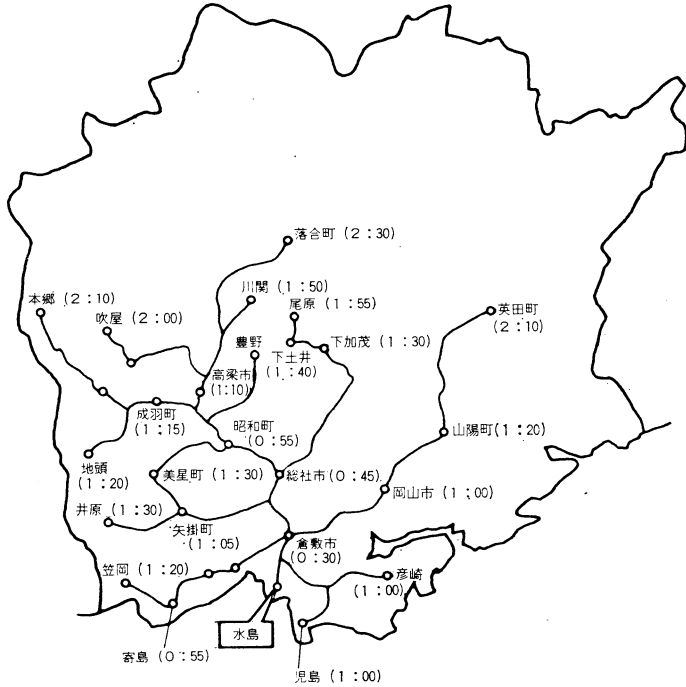
2) 「所属」欄の—は、下請企業以外を示す。本工労働者の場合、寮と工場との往復にマイクロバスを利用している者が大半と見られ、農村とのつながりを直接示すものではない。

3) 「上家工業」の(1)/(2)は、100.0%をこえているが、これは調査時点の違いによるとおもわれる。

(3) 社外工労働者の集積基盤では、本工・職員労働者に比べ、相対的に劣悪な労働条件にもかかわらず、大量の社外工労働者の集積を可能にしている要因は何であろうか。

本稿では、彼らの多くが農村から通勤する兼業従事者であるという点に、そ

第1図 大阪富士工業(川鉄元請企業)におけるマイクロバス路線
および片道所要時間



マイクロバス路線

1. 北房線 (落合町—高梁—総社—水島)
2. 有漢線 (川関—高梁—総社—水島)
3. 哲多線 1 (吹屋—高梁—総社—水島)
4. 哲多線 2 (本郷—高梁—総社—水島)
5. 地頭線 (地頭—高梁—総社—水島)
6. 加茂川線 (下土井—総社—水島)
7. 賀陽線 (豊野—昭和町—総社—水島)
8. 英田線 (英田町—山陽町—岡山—水島)
9. 美星線 (美星町—矢掛町—倉敷—水島)
10. 井原線 (井原—矢掛町—倉敷—水島)
11. 寄島線 (笠岡—寄島—水島)
12. 児島線 1 (田ノロー—水島)
13. 児島線 2 (児島—水島)
14. 総社線 (総社—水島)

(出所) 第10表と同じ。

注: 1) 地図の()内は、マイクロバスによる水島までの片道所要時間を示す。

2) 第10表参照のこと。

の解明の手がかりを求めるものである。⁽¹⁾

水島コンビナート社外労働者の集積基盤として、農村の

コンビナート社外労働者の集積基盤(伍賀)

兼業従事者(潜在的過剰人口)が大きな比重を占めていることを厳密に確認する資料はないが、さしあたり、コンビナー

トで操業している各企業（そのほとんどが下請企業である）のマイクロバス運行状況（第10表）により、その概略を知ることができよう。たとえば、川崎製鉄水島製鉄所の元請企業である大阪富士工業についてみると、全従業員（八七八名）のうち、四三五名（四九・五%）が農村地帯からマイクロバスで通勤しており、そのほとんどが兼業従事者であろうと思われる（第1図参照）。

それでは、コンビナート社外工の集積基盤となっている県下農村の兼業従事者（潜在的過剰人口）は、六〇年代日本資本主義の「高度成長」期から七〇年代にかけて、どのような規模・形態で創出され、コンビナート労働市場の形成は、この潜在的過剰人口の「吸引」にいかなる作用を及ぼしたか、その結果、在来の農村労働市場はどのような影響をうけたであろうか。

(1) すでに、川崎製鉄千葉製鉄所について、社外工労働者の集積基盤として農村兼業従事者の存在が指摘されている（戸木田嘉久、前掲書、二二六ページ）。

(2) 大阪富士工業のマイクロバスの運行範囲は、すでに岡山県北部の中国縦貫自動車道沿線の真庭郡落合町にまで達しており、片道所要時間は二時間半にも及んでいる（第1図）。なお、参考までに、成羽町から水島へ通うマイクロバスの運行状況

の一例を示そう。朝五時一五分・成羽町発 六時三〇分・水島着（昼勤社外工の通勤用）。七時一〇分・水島発、八時三〇分・成羽町着（夜勤社外工の帰宅用）。夕方五時〇分・成羽町発、六時三〇分・水島着（夜勤社外工の通勤用）。六時四〇分・水島発、八時〇分・成羽町着（昼勤社外工の帰宅用）。したがって、この例の社外工は、一日二交替勤務についていることがわかる。また、三交替制深夜勤務の社外工を運ぶマイクロバスは成羽町を午後一〇時頃出発している。

三 コンビナート労働市場の形成による兼業従事者の「吸引」と農村労働市場の動向

コンビナート社外工労働者の集積基盤として、農村の潜在的過剰人口（兼業従事者）を問題にする際、「地域開発」＝水島コンビナートの形成は、潜在的過剰人口顕在化のための「排水渠」の機能を果たすが、コンビナートの進出のみでは相対的過剰人口そのものを拡大することは、不可能であることに留意する必要がある。そこで、水島コンビナートの建設にとまらぬ新たな労働市場の形成が、農村兼業従事者をどのように集中したかを明らかにする前に、「高度経済成長」過程を通して急増を示した兼業従事者の内容・性格について検討を加えることが必要である。

(1) 岡山県内農村における兼業従事者の増大

①周知のごとく、日本資本主義の「高度成長」期のなかで、一方では、コンビナートを基盤に構築された新鋭重化学工業部門の独占資本を中心に資本の強蓄積がなされたのに対し、他方で、軽工業を中心とする在来産業はスタラップ化の対象とされ、前者との格差が激化した。さらに、工業・農業間格差は、生産・所得両面において激化の一途をたどり、加えて、対米従属の農業政策に規定された農工間の不等価交換は、農業の激しい地盤沈下を促進した。その結果、農家労働力の農業外への排出と工業における吸引という形で、「高度成長」期の低賃金基盤の主要な部分を農村・農家がになった。

以上の政策的裏打ちとして、一九六一年には、じめられた「基本法農政」は、日本資本主義の低位生産部門である農業を、「自立農家」を中心に高位生産農業に切換えて、安い国内農産物供給を図るとともに、これによって淘汰される零細貧農を農業部門より放逐し、急速な農民層分解を人為的に押し進めた。

さらに、この時期に本格化された開放経済体制とそのもと

コンビナート社外工労働者の集積基盤(伍賀)

での輸出ドライブは、低賃金基盤の整備強化を独占資本にたいて迫ることになり、また六五年以降顕著になった若年労働力を中心とする「労働力不足」に対処するためにも、「積極的労働力政策」およびこれと結合した農業政策Ⅱ「総合農政」の提起が必要とされた。

一九六〇年～七〇年を起点とする「総合農政」は、米の生産調整、生産者米価のすえおき、消費者米価の物価統制令適用除外などによって食管制度を改廃し、農産物価格の「国際価格」水準への接近を意図した農家の装置化・システム化による「高生産性農業」を展開した。その結果、「総合農政」は農民的小土地所有と小経営とに矛盾するなかで、農村人口の潜在的過剰化の拡大をもたらしている。^①

②潜在的過剰人口とりわけ雇用兼業従事者の増大。

(1)水島地区への主要企業の立地が決定しつつあった一九六〇年当時、岡山県の階級構成のなかで、農林業従事の自営業者(家族従事者を含む)は労働力人口の四一・七%をしめ、全国平均を一〇%も上回っており、岡山県は「農業県」としての性格を色濃くあらわしていた。^②その後、「高度経済成長」期を経過するなかで農村は急激な変貌を遂げた。

第11表 専兼業別農家数の推移

		農家総数	専業農家	兼業農家		
				総数	第1種	第2種
都府県	1960	5,823(100.0)	1,960(33.7)	3,863(60.3)	1,984(34.1)	1,878(32.3)
	1965	5,466(100.0)	1,119(20.5)	4,347(79.5)	2,034(37.2)	2,313(42.3)
	1970	5,176(100.0)	750(14.5)	4,426(85.5)	1,759(34.0)	2,667(51.5)
	1973	4,953(100.0)	614(12.4)	4,339(87.9)	1,257(25.5)	3,081(62.4)
	1960~65	△ 6.1%	△42.9%	12.5%	2.5%	23.2%
	65~70	△ 5.3	△33.0	1.8	△13.5	15.3
	70~73	△ 4.3	△18.1	△2.0	△28.5	15.5
	1960~73	△14.9	△68.7	12.3	36.6	64.1
岡山県	1960	172,533(100.0)	61,730(35.8)	110,803(64.2)	59,851(34.7)	50,952(27.5)
	1965	161,737(100.0)	32,071(19.8)	129,666(80.2)	60,229(37.2)	69,437(42.9)
	1970	154,081(100.0)	19,448(12.6)	134,633(87.4)	46,260(30.0)	88,373(57.4)
	1973	146,090(100.0)	15,580(10.7)	130,500(89.3)	22,730(15.6)	107,770(73.8)
	1960~65	△ 6.3%	△48.0%	17.0%	0.6%	36.3%
	65~70	△ 4.7	△39.2	3.8	△23.2	27.3
	70~73	△ 5.2	△19.9	△3.1	△50.9	21.9
	1960~73	△15.3	△74.8	17.8	△62.0	111.5

(出所) 農林省, 各年『世界農林業センサス』より算出。1973年は, 農林省『農業調査結果報告』より算出。

はじめに、農家構成の動向を追うことにすれば(第11表)、六〇年から七三年までに、専業農家の激減(約七五%の減少)に対する兼業農家、特に第二種兼業農家の激増(約一二%の増加)が進行し、総じて、約一五%の農家総数の減少が認められる。この過程は、わが国農民経済解体の急速な進行を示しており、それはまた、「基本法農政」から「総合農政」への展開のもとで、ごく少数の上層農の形成の対極で、大多数の農家について農民としての自立経営の破壊がおしすすめられた結果であると考えられよう。⁽³⁾

(ii)次に、兼業化の激増の背景となった岡山県農家経済の要点についてふれておきたい。

いま、一時間当りの農業所得水準を他産業男子労働者(一人以上規模平均)の時間当り賃金と単純に比較すれば(第12表)、二・〇ヘクタール以上の農家でも後者の七〇%強にすぎず、〇・五ヘクタール以下の農家になるとわずかに四〇%台である。また、一人〜二人規模の零細企業に従事する男子労働者の賃金に対しては、〇・五ヘクタール以上の農家で六

第12表 他産業賃金にたいする農業所得の割合 (岡山県)

事業所規模	対・全産業男子労働者賃金 ¹⁾			
	10人以上 平均	10人～ 29人	100～ 299人	500～ 999人
	%	%	%	%
1972年経営規模別				
0.3ha 未満	45.5	56.1	50.5	45.4
0.3～0.5ha	41.2	50.9	45.8	41.1
0.5～1.0ha	55.7	68.7	61.9	55.5
1.0～1.5ha	51.3	63.3	57.0	51.2
1.5～2.0ha	68.9	85.1	76.6	68.8
2.0ha 以上	71.5	88.2	79.4	71.3

(出所) 中国四国農政局『昭和47年～48年、岡山県農林水産統計年報』、岡山県労政課『岡山県の賃金事情』(1972年度版)より算出。

注: 1) 農林水産業は除く。

2) 数字は、1時間当り農業所得(年間農業所得÷農業労働時間)の、それぞれの1時間当り賃金にたいする比率を示す。

○%～八○%台、○・五ヘクタール以下では五○%台にとどまる。したがって、農民の経済的地位は、農業所得を基準とするかぎり、零細企業労働者のそれよりも下に位置づけられるのであり、なかでも○・五ヘクタール未満の最下層農の場合は、零細企業労働者の五○%程度の所得しかあげえない。その結果、農業所得による家計費充足率は(第13表)、七一年まで低下の一途をたどっており、七二年では一・○～一・五ヘクタール層におい

コンピナート社外労働者の集積基盤(伍賀)

第13表 岡山県農家経済の概要 (単位: 1,000円)

		農業所得 ⁽¹⁾	農外所得 ⁽²⁾	農家所得 ⁽³⁾	家計費 ⁽⁴⁾	家計費充足率 ^{(1)/(4)}	(2)/(4)
						%	%
1961年		215.5	233.9	449.4	415.8	51.8	56.3
1965		258.5	456.0	714.5	651.7	39.7	70.0
1969		434.1	794.3	1,228.4	1,130.0	38.4	70.3
1970		361.2	1,012.5	1,373.7	1,254.2	28.8	80.7
1971		329.8	1,180.2	1,510.0	1,366.7	24.1	86.4
1972		465.9	1,522.1	1,988.5	1,630.7	28.6	93.4
72年経営規模別	0.3ha 未満	69.4	2,020.7	2,090.1	1,709.1	4.1	118.2
	0.3～0.5ha	220.6	1,693.3	1,913.9	1,503.8	14.7	112.6
	0.5～1.0ha	511.7	1,450.0	1,961.7	1,623.7	31.5	89.3
	1.0～1.5ha	756.2	1,136.0	1,892.2	1,486.5	50.9	76.4
	1.5～2.0ha	1,232.7	872.6	2,105.3	1,956.7	63.0	44.6
	2.0ha 以上	1,485.3	957.2	2,442.5	2,031.4	73.1	47.1
農業地域別	両備	526.1	1,591.9	2,118.0	1,662.6	31.6	95.7
	備北	424.8	1,406.8	1,831.6	1,620.2	26.2	86.8
	美作	351.9	1,419.2	1,771.1	1,565.7	22.2	90.6

(出所) 農林省『農家経済調査』、中国四国農政局『岡山県農林水産統計年報』(1972年度版)より作成。

注: 両備地域とは、水島地区も含む岡山県南部にあたり、備北地域は県北西部、美作地域は県北東部にあたる。

およびその変化

業 従 事 者			自営兼業 従 事 者 (9)	兼 業 従 事 者 構 成 比					
恒 常 的 賃 勞 働(6)	出 か せ ぎ(7)	人 夫 ・ 日 雇(8)		(4)/(3)	(5)/(3)	(6)/(3)	(7)/(3)	(8)/(3)	(9)/(3)
1,608	164	1,051	2,261	64.7	18.9	26.1	2.7	17.1	36.7
40,768	2,706	23,325	62,024	64.1	24.3	24.3	1.6	13.9	37.0
1,860	522	2,046	1,652	79.0	20.8	24.5	6.9	26.9	21.7
57,127	12,497	52,224	42,649	81.1	25.2	26.2	5.7	24.0	19.6
2,499	390	2,471	1,602	82.9	19.3	29.6	4.6	29.3	19.0
83,576	6,654	67,336	43,998	84.3	22.4	32.8	2.6	26.4	17.3
(29,362)	(730)	(22,963)	(17,693)	(81.5)	(23.3)	(32.2)	(0.8)	(25.2)	(19.4)
[35.1%]	[11.0%]	[34.1%]	[40.2%]						
3,100	313	1,917	1,535	82.0	19.3	36.4	3.7	22.5	18.0
105,020	4,020	45,270	41,370	83.8	23.4	41.1	1.6	17.7	16.2
(43,750)	(160)	(15,830)	(18,780)	(81.1)	(20.9)	(44.0)	(0.2)	(15.9)	(18.9)
[41.7%]	[4.0%]	[35.0%]	[45.4%]						
252(12.5)	358(17.7)	995(49.3)	△ 609						
16,359(23.6)	9,791(14.2)	28,899(41.8)	△19,375						
639(64.9)	△ 132	425(43.1)	△ 50						
26,449(69.9)	△5,843	15,112(39.9)	1,349						
601	△ 77	△ 554	△ 67						
21,444	△2,634	△22,066	△2,628						
15.7	218.3	94.7	△26.9						
40.1	361.8	123.9	△31.2						
34.4	△25.3	20.8	△ 3.0						
46.2	△46.8	28.9	3.2						
24.0	△19.7	△22.4	△ 4.2						
25.7	△39.6	△32.8	△ 6.0						
92.8	90.9	82.4	△32.1						
157.6	48.6	94.1	△33.3						

センサス」では、女子の兼業種類別内訳については集計されていない。

第14表 兼業種類別従事者数

		16才以上の農家世帯員総数(1)	自家農業従事者(2)	兼従業者(3)	(2)/(1)	(3)/(1)	雇 用 兼	
							総 数(4)	恒常的職員(5)
1960年	都府県(千人)	21,612	12,533	6,157	58.0	28.5	3,986	1,163
	岡山県(人) (うち女子)	615,121	365,552	167,722 (39,551) [23.6%]	59.4	27.3	107,533	40,734
1965年	都府県(千人)	19,877	9,172	7,602	46.1	38.2	6,006	1,579
	岡山県(人) (うち女子)	565,600	264,296	217,924 (67,895) [31.2%]	46.7	38.5	176,722	54,874
1970年	都府県(千人)	19,002	8,032	8,434	42.3	44.4	6,991	1,631
	岡山県(人) (うち女子)	535,135	224,795	254,625 (91,277) [35.8%]	42.0	47.6	214,569 (74,356) [34.7%]	57,003 (21,301) [37.4%]
1973年	都府県(千人)	18,192	6,552	8,506	36.0	46.8	6,971	1,641
	岡山県(人) (うち女子)	500,280	167,430	255,580 (99,320) [38.9%]	33.5	51.1	214,240 (80,520) [37.6%]	59,930 (20,780) [34.7%]
兼業種類別増加内訳	1960 ～ 65年	都府県(千人) 岡山県(人)		1,445 50,202			2,020(100.0) 69,189(100.0)	416(20.6) 14,140(20.4)
	1965 ～ 70年	都府県(千人) 岡山県(人)		832 36,701			985(100.0) 37,847(100.0)	52(5.3) 2,129(5.6)
	1970 ～ 73年	都府県(千人) 岡山県(人)		72 955			△ 20 △ 329	10 2,927
	増減率	1960 ～ 65年	都府県 岡山県	△ 8.0 △ 8.1	△ 26.8 △ 27.7	23.5 29.9		50.7 64.3
	1965 ～ 70年	都府県 岡山県	△ 4.4 △ 5.4	△ 12.4 △ 4.9	10.9 16.8		16.4 21.4	3.3 3.9
	1970 ～ 73年	都府県 岡山県	△ 4.3 △ 6.5	△ 18.4 △ 25.5	0.9 0.4		△ 0.3 △ 0.2	0.6 5.1
	1960 ～ 73年	都府県 岡山県	△ 15.8 △ 18.7	△ 47.7 △ 54.2	38.2 52.4		74.9 99.2	41.1 47.1

(出所) 農林省, 各年『世界農林業センサス』, 同『農業調査結果報告』(1973年度版)より算出。
注: []内は, 男女の合計にたいする女子の割合を示す。但し, 1960年, 65年の『世界農林業

てようやく五〇%台に達する。〇・五ヘクター以下以下の層では農外所得のみで家計費をまかなえるほど農外労働への依存度が強くなっている。

②農業所得のこのような低位性のゆえに、その生活と経営を維持するため、世帯員の大半が農外労働へ就労せざるをえない。そこで、一九六〇年代から七〇年代にかけて急増を示した岡山県における兼業従事者の検討に入りたい。⁽⁵⁾第14表に示されているように、この兼業従事者の増大は、自営兼業従事者の減少にたいする雇用兼業従事者の急増という形態で進行的な増加が行った。したがって、以下の分析の中心は雇用兼業従事者におかれる。

第一に指摘すべき点は、雇用兼業従事者の内部構成の推移の問題である。一般に、農村労働力が労働市場に包摂される過程は、自営兼業農家の崩壊を起点にし、「出稼ぎ」を過渡的形態として、「出稼ぎ」の減少が「人夫・日雇い」労働の増加にとってかわられる過程である。それゆえ、農村周辺地域における新たな労働市場の形成は、何よりも、この「人夫・日雇い」労働市場の拡大として現われる。⁽⁶⁾さらに、「人夫・日雇い」形態の雇用兼業は次第に常雇化し、「恒常的勤務」

形態が「人夫・日雇い」形態を陵駕するにいたる。

第14表に示されているように、岡山県の農村労働力も、この過程をたどって労働市場への包摂の度合を強めてきた。これは、水島コンビナートの建設にともなうコンビナート労働市場の形成と密接な関連をもっているが、その詳細は後述する。

第二に、兼業形態のこのような推移は、農業構造面にも当然反映されざるをえない。そこで、兼業化による労働力流出がひきおこした農業構造面における変化について、必要なぎり検討を加えておく。

事態を具体的に捉えるために、岡山県中・西部に位置する加茂川町・賀陽町・成羽町・川上町の四町を例にとろう。

まず、四町の農業生産を「農産物販売金額一位の作目の推移」(第15表)の面から見るならば、一九六五年、七〇年を問わず「水稲」がほぼ過半数を占め、その割合も増大を示している反面、「たばこ」を主体とする工芸作物は相当な減少を示している。「たばこ」は、もともと労働多投を要する作物であり、兼業化の進展による「労働力不足」を理由に、「たばこ」の作付けを中止する農家が増加したものとみられ

第15表 農産物販売金額1位の作目の推移
(1965~70年, 岡山県加茂川町, 賀陽町, 成羽町, 川上町, 合計)

		総農家数	水 稲	麦 類	工芸作物	酪 農	その他畜産	その他
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
1965年	実 数	5,884	2,917	234	1,768	265	326	374
	構 成 比	(100.0)	(49.6)	(4.0)	(30.0)	(4.5)	(5.5)	(6.4)
1970年	実 数	5,752	3,126	249	1,361	267	208	496
	構 成 比	(100.0)	(54.3)	(4.3)	(23.7)	(4.6)	(3.6)	(8.6)
増 減	1965年 ~ 70年	△2.2	7.2	6.4	△23.0	0.8	△36.2	32.6
		%	%	%	%	%	%	%

(出所) 農林省, 各年『世界農林業センサス, 岡山県統計書』より算出。

第16表 水稲作の作業を請負にだした農家数および面積の推移
(1965年~70年, 加茂川町, 賀陽町, 成羽町, 川上町, 合計)

	耕 起		代 か き		田 植		稲 刈	
	農家数	面 積	農家数	面 積	農家数	面 積	農家数	面 積
	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
1965年	935	232	796	204	448	163	241	87
1970年	1,216	352	1,082	318	558	187	407	132
1965~70年の 増 減	30.1	51.7	35.9	55.9	24.6	14.7	68.9	51.7
	%	%	%	%	%	%	%	%

(出所) 第15表に同じ。

コンピナート社外工労働者の集積基盤(伍賀)

一二九(九二一)

る。つまり、従来の「水稲プラスたばこ」の複合経営が減少し、かわって「水稲」単一経営農家が増加したのである。「水稲」の場合は、「たばこ」に比べ、一定程度の機械化を物的基礎にして、兼業従事のかたわら農作業も可能であるために増大の傾向を示している。だが、それは、「耕起」「代かき」「田植」「稲刈」などの農繁期には、農作業の一部を請負にだすことによって兼業の拡大が可能となっているのである(第16表)。

さらに、兼業化による農家労働力の減少・質的低下は、耕地規模を自家飯米生産に必要な限度にまで縮小させたり、いわゆる「荒しづくり」を増加させるなど、⁽⁷⁾農業の破壊は一層進んでいる。そして、資本は、こうした地域的な農業の破壊を進めつつ、農業余剰労働力をつくりだして、これを制度的に利用しつくそうとするのである。

そこで、第三に、一九七〇年の岡山県における雇用兼業従事者の経営規模別内訳を考察するならば、〇・三ヘクタール未満の農家世帯員が三二%強を占め、〇・五ヘクタール以下の層まで含めると、過半数をこえるのである。⁽⁸⁾これらの層の農家所得に占める農業所得の割合は微々たるものである(第13

表参照。

以上の諸点を要約すれば、六〇年代から七〇年代にかけて、自営兼業従事者が激減する反面で雇用兼業従事者が顕著に増大してきたが、それを兼業種類別に見ると、「出稼ぎ」形態から「人夫・日雇い」形態へ、さらに七〇年代に入ると「恒常的勤務」形態へと推移してきた。一九七三年の「恒常的勤務」形態の兼業従事者は、総数の六五％に達し、明らかに雇用兼業従事者は常雇化の傾向にあると考えることができる。

常雇的な兼業に従事しても土地は手放さず、労働多投型の「たばこ」などの工芸作物から「水稻」単一経営へ転換するなど農業経営の合理化をはかる一方、農作業の一部を請負いに加す農家も増大しつつある。さらに、彼らの過半数以上に農家の経営規模は、〇・五ヘクタール以下であり、農業所得による家計費充足率なども勘案すれば、雇用兼業従事者の過半数はもはや農民としての実質をもちえぬほどプロレタリア化の度合を強めつつある農村住民⁽⁹⁾「土地持ち労働者」であると考えることができる。

兼業従事者の検討の最後にふれておかなければならないのは、このなかに占める女子の割合が上昇してきている点であ

る（第14表）。一九六〇年当時、二三・六％であったのが、五年、三一・二％になり、七三年には三八・九％にも達する。兼業種類別内訳では、年を追って「恒常的勤務」形態が増加している⁽¹⁰⁾。この事実、食料品・繊維・金属機械部門などの小零細企業の農村地域への進出と密接な関連があるものと推測しうるが、それは後述する。

(1) 上原信博、前掲論文、六五～六六ページ、および三好正巳「労働力政策の現段階」〔経済〕、一九七二年七月号所収。

(2) 一九六〇年の岡山県および全国における農林業従事自営業者（家族従事者を含む）は、それぞれ、三四六、五〇七人、一三、一六二千人、また、労働力人口は、八四一、四〇七人、四四、〇〇九千人である（『昭和三五年、国勢調査報告』より算出）。

(3) 兼業化の態様を経営規模との関連でみれば（岡山県、六〇年から七〇年にかけて、〇・五～一・〇ヘクタール規模の農家総数の減少（八・三％）は、最下層（〇・三ヘクタール未満）の農家総数の減少（一・〇％）よりも激しい。これは、最近の農民層分解の進行が、最下層農家においてはその速度を落とし、滞留化が強められていることを示している（農林省『一九七〇年、世界農林業センサス』より算出）。

(4) 一九六九年より七一年まで生産者米価が据置かれたことも重要な要因である。

(5) 岡山県の兼業従事者の農家世帯員総数に占める比率は、六

○年代後半になると「都府県」全体を上回るようになった。しかも、六〇年から七三年にかけての兼業従事者の伸び率は、「都府県」全体の三八・二%に対し、岡山県のそれは五二・四%に上っている。

(6) 三好正巳「『地域開発』と労働市場——地方労働市場論序説——」(河野健一編『産業構造と社会変動』第二巻、日本評論社、一九七五年、所収)二二八ページ。

(7) たとえば、成羽町において、調査前一年間全く作付けしなかった田は、一九六五年当時二ヘクタールであったが、七〇年には一二ヘクタールに増加している。

(8) 一九七〇年、岡山県内の雇用兼業従事者総数四三、九九八名のうち、〇・三ヘクタール未満層が一四、一一一名(三三・一%)、〇・三〜〇・五ヘクタール層が九、三四〇名(二二・二%)である(農林省『一九七〇年、世界農林業センサス』より算出)。

(9) 雇用兼業従事者のなかには、現在でも兼業労働による所得(農外所得)によって農業経営規模の拡大を図ろうとする者も存在しているし、また、農産物価格保障や長期低利の農業金融の拡充、農用資材の独占価格の引下げなどの条件が整備されるならば、農業專業化を希望する層も少なからず存在しているであろうから、雇用兼業従事者すべてを「土地持ち労働者」として一括するのは誤りであることは言うまでもない。なお、「土地持ち労働者」をめぐる議論については以下の論稿を参照されたい。伊藤喜雄「中農の消滅とあたらしい上層農」(『農業協同組合』、一九七三年三月号所収)、井野隆一

コンビナート社外工労働者の集積基盤(伍賀)

「国家独占資本主義下の農民層分解」(同、七三年六月号所収)、梶井功「へ変動過程の事実認識を共通に」(同、七三年一二月号所収)。

(10) 岡山県の女子兼業従事者のうち「恒常的勤務」形態の占める割合は、七〇年には五五・五%であったが、七三年には六四・九%に上昇している。なお、六〇年、六五年の『世界農林業センサス』では女子兼業従事者の兼業種類別内訳は集計されていない。

(2) 潜在的過剰人口(兼業従事者)の「排水渠」

Ⅱ 水島コンビナートの形成と農村労働市場

水島コンビナートの建設にともなう新たなコンビナート労働市場の形成は、これまで考察してきた兼業従事者(潜在的過剰人口)の「排水渠」としての機能を果たしてきた。その過程は、在来の農村労働市場(特に、農業臨時雇労働市場)と衝突し、後者に一定の変化を及ぼさざるをえなかった。コンビナート社外工労働者の低賃金を規定する基底的要因としての兼業労働の存在構造は、コンビナート労働市場(この場合、社外工労働市場)と農村労働市場との対抗関係の解明を基礎におくことによってはじめて明確にされるであろう。

① コンビナート労働市場の形成にともなう雇用兼業従事者

の集中。

一九六〇年から六五年にかけて、水島コンビナートは建設期にあり、大量の建設業日雇労働力を必要としていた。六五年、川崎製鉄の操業開始を最後に主要企業はいずれも操業段階に移行しており、日雇労働力よりも定常的な低賃金労働力(作業請負を主とする社外工労働者)を必要とするようになった。その後、水島コンビナートでは増設を除いて新規立地の大規模なものはなく、建設業を中心とする「人夫・日雇い」は減少にむかい、かわって作業請負工を主体とする「恒常的勤務」形態の労働者が増加する。

水島コンビナートのこのような形成過程は前項で考察した兼業従事者の内部構成の推移に照応するものである。けれども、兼業従事者内部構成の変化は、程度の差はあれ、「都府県」全体にもあてはまることであり(第14表)、水島コンビナートの建設によるコンビナート労働市場の形成が潜在的過剰人口(兼業従事者)の「排水渠」としての機能を果たしたことを統計上の推移だけから即断することはできない。そこで、具体的事例を列挙することによって補足する必要がある。

一九六九年一〇月に実施された岡山県賀陽町による「出稼

ぎ調査⁽¹⁾によれば、「出稼ぎ」人員九九三名中、実に六〇六名(六一・〇%)が水島コンビナートで就労していた。その後も増大傾向にあり、現在では一、〇〇〇人を越えるほどになっている。また、七三年度において、加茂川町では町外への通勤兼業従事者約一、二〇〇名中三九〇名(三二・五%)が水島を就労先としている。川上町では、三二七名の通勤兼業従事者のうち六九名(二一・一%)が、さらに成羽町では、約三五〇名中一二八名(三六・六%)がそれぞれ水島コンビナートへ通勤しているのである。⁽²⁾

このようなごく限られた事例からではあるにせよ、六〇年代の水島地区における重化学工業コンビナートの建設によるコンビナート労働市場の新たな形成が、岡山県農村部の兼業従事者へ潜在的過剰人口の「排水渠」となったことを確認しうるであろう。⁽³⁾

さらに明らかなことは、これらの通勤兼業従事者のほとんどが、さきに考察した水島コンビナート労働者の重層的構造のうち、元請段階のみならず二次、三次下請段階の社外工として就労しているのである。第17表は、前述した成羽、川上加茂川の各町から水島コンビナートへ通勤している兼業従事

第17表 水島コンロナーへの通勤労働者の企業別内訳(1973年度, 成羽町, 加茂川町, 川上町)(単位:人)

企業名	所屬		計		企業名		所屬		計	
	成羽町	加茂川町	成羽町	加茂川町	成羽町	加茂川町	成羽町	加茂川町	成羽町	加茂川町
大富工業	17	32	57	8	谷中	石油	作業請負	1	1	2
川鉄運	1	54	55	7	山興	産業	〃	1	1	2
国鉄	5	18	30	7	栄産	産業	〃	3	3	3
親和	7	7	7	7	産産	産業	〃	2	2	2
倉敷	9	48	57	18	水島まるま	梱包運送	〃	5	5	5
加中	14	11	32	1	旭石	工業	〃	1	1	1
中谷	13	11	25	1	白綿	梱包	〃	1	1	1
富士	22	22	22	22	亜工	発工	〃	1	1	1
新日	5	12	17	15	山工	店	〃	20	20	20
日豊	16	16	15	15	片工	務店	〃	9	36	45
大黒	2	6	8	8	水島秋	工業	〃	29	29	29
巴川	7	8	16	8	大渡	建設	〃	5	5	5
中金	6	4	8	8	野村	工業	〃	1	2	2
上家	1	4	7	7	松本	工業	〃	1	1	1
南和	2	2	6	5	川崎	製鉄	〃	1	1	1
阿部	2	2	2	2	三水	共成	〃	1	1	1
國山	2	3	4	4	三島	自工	〃	1	1	1
尾足	1	3	3	3	所屬不明企業			5	5	5
東和	1	1	1	1	(33社)			38	29	68
橋本	9	13	11	11	合計			179	390	638
山九	2	38	40	40	(うち, 親企業4社)			(5)	(3)	(8)
研日					注: 1 「工事請負」企業は記入していない。 2 成羽町からの通勤労働者のなかには, 農業経営に従事していない者(51名)も含まれている。					

者の就労先企業をあらわしたものである。同表によれば、水島コンビナートへの通勤兼業、従事者（計五八七名）のうち、八名を除く全員がコンビナート下請企業（「協力会社」）へ、すなわち社外工として就労しているのである。わけでも、川崎製鉄水島製鉄所傘下の「協力会社」への就労者が圧倒的に多い。⁽⁴⁾ 以上の事実は、さき指摘したように、水島コンビナート社外工労働者の集積基盤として県内農村の兼業労働力が大半を占めているという実態を農村の側から確認することになる。⁽⁵⁾

②農村労働市場の動向。

水島コンビナート労働市場が、岡山県農村の兼業従事者

（潜在的過剰人口）の「排水渠」としての機能を果たしたことは既にみたとおりでである。しかし、それは在来の農村労働市場のうち、農業臨時雇労働市場の部分的崩壊をもたらしたものの、農家女子労働力を主要な基盤とする農村工業労働市場には大きな変化を及ぼすにはいたらなかった。以下、この点の検討に入る。

(i) 農業における資本主義的発展がきわめて制限されている日本においては、農業労働市場の十全な確立はありえず、それは主として、季節的な農業臨時雇労働市場として存在している。コンビナート労働市場の形成が、この農業臨時雇労働市場にいかなる変容をひきおこしたかについて全面的に論じ

第18表 い、草生産県の年次別生産状況

主産県	1960年			1964年			1968年			1973年		
	面	積	生産量	面	積	生産量	面	積	生産量	面	積	生産量
	ha	%	t	ha	%	t	ha	%	t	ha	%	t
全国	7,612	100.0	79,000	12,300	100.0	141,000	10,300	100.0	120,800	10,400	100.0	105,700
岡山	3,730	49.0	39,500	5,550	45.1	68,700	3,600	35.0	39,600	1,200	11.5	12,600
熊本	1,350	17.7	11,800	2,870	23.3	27,400	3,880	37.7	44,800	37.1	5,600	54,500
福岡	910	12.0	11,300	1,650	13.4	20,000	1,270	12.3	17,800	1,870	18.0	20,800
高知	280	3.7	3,650	?	—	?	596	5.8	7,870	6.5	6.9	8,680

（出所）農林省、各年『作物統計』より作成。

注：1964年の高知県については、集計されていない。

第19表 い草作付規模別農家戸数 (1974年)

(単位：戸)

	10 a 未満	10~30 a	30~50 a	50 a 以上	合計	一戸当り平均 作付面積
岡山県	1,447 (23.5)	4,024 (65.5)	562 (9.1)	112 (1.8)	6,145 (100.0)	18 a
熊本県	— (—)	2,612 (26.8)	2,093 (21.4)	5,053 (51.8)	9,758 (100.0)	61 a

(出所) 岡山県い草振興協会調べ。

る余裕はないので、ここでは「い草」の生産動向の変化からその断面を知るほかない。

岡山県の「い草」生産は、作付面積、生産量の両面において、一九六四年をピークとしてその後急激な減少傾向をたどり、六八年には熊本県に「い草」生産全国一の座をゆずり渡すことになった(第18表)。

いま、作付規模別農家戸数を見れば(第19表)、熊本県では過半数の農家が五〇アール以上であるのに対し、岡山県では九〇%近くが三〇アール未満であり、一戸平均作付面積は、前者の六一アールに対し、後者は一八アールにすぎない。「い草」は一五アール程度であれば、自家労働力で経営可能で

あるから、岡山県の「い草」農家の大半がすでに雇用労働力を必要としない規模にまで後退していることを示している。

では、このように一〇年間に急激な後退を余儀なくされた理由は何であろうか。第一は、水島コンビナートの公害による「い草」の先枯れ被害を指摘しなければならぬ⁽⁶⁾。第二は、コンビナート労働市場が、「い草刈り」の臨時雇労働市場を崩壊に導いたことによる。「い草刈り」の臨時雇労働力の半数は岡山県中部・北部の農村労働力であり、他の半数は県外に依存していた。⁽⁷⁾「い草刈り」賃金は、「農村から通勤する他産業賃金」を相当上回るが、⁽⁸⁾就労日数はせいぜい一週間から一〇日間にすぎず、コンビナート労働市場が形成されなければ、彼らは恒常的な就労先(もつとも、ほとんどが下請企業である)を求めて、こちらへ移動したものと十分考えられる。このため、「い草刈り」賃金は、年を追って大幅な上昇をみせ、「い草」農家は経営難に陥った。そこで、前述したごとく自家労働力のみで経営が可能な範囲に作付面積を縮小していかざるをえなくなったのである。⁽⁹⁾以上が「い草」の生産動向変化より見た農業臨時雇労働市場の部分的崩壊の一断面である。⁽¹⁰⁾

第20表 農家在宅勤務者の勤務先産業種類別員数 (単位: 100人)

	1965年		1967年		1972年	
	全 国	岡山県	全 国	岡山県	全 国	岡山県
農 林 漁 業	1,584(4.0)	9(0.7)	1,308(3.1)	13(1.0)	1,382(2.7)	37(2.1)
鉱 業	550(1.4)	13(1.0)	535(1.3)	17(1.3)	342(0.7)	15(0.8)
建 設	4,124(10.4)	104(8.4)	4,728(11.3)	112(8.6)	7,618(14.7)	259(14.4)
製 造 業	13,740(34.6)	445(35.7)	13,912(33.2)	491(37.6)	17,952(34.7)	692(38.4)
食 料			1,153(2.8)	36(2.8)	1,427(2.8)	55(3.1)
織 維			2,272(5.4)	130(10.0)	3,105(6.0)	182(10.1)
木 材			1,561(3.7)	29(2.2)	1,683(3.3)	45(2.5)
化 学			1,873(4.5)	109(8.3)	2,411(4.7)	116(6.4)
金 属			1,422(3.4)	29(2.2)	1,925(3.7)	65(3.6)
機 械			4,073(9.7)	87(6.7)	5,650(10.9)	147(8.2)
そ の 他			1,559(3.7)	72(5.5)	1,751(3.4)	82(4.6)
卸・小 売 業	3,464(8.7)	136(10.9)	3,968(9.5)	146(11.2)	5,270(10.2)	178(9.9)
金 融・保 険	881(2.2)	32(2.6)	981(2.3)	38(2.9)	1,342(2.6)	46(2.6)
運 輸・通 信	4,496(11.3)	132(10.6)	4,640(11.1)	146(11.2)	4,578(8.9)	145(8.0)
電 気・ガ ス	515(1.3)	18(1.4)	594(1.4)	17(1.3)	690(1.3)	25(1.4)
サ ー ビ ス	6,130(15.4)	236(19.0)	6,669(15.9)	206(15.8)	8,368(16.2)	275(15.3)
公 務	3,884(9.8)	106(8.5)	4,274(10.2)	116(8.9)	4,010(7.8)	124(6.9)
不 詳	351(0.9)	13(1.0)	250(0.6)	4(0.3)	114(0.2)	6(0.3)
計	39,720 (100.0)	1,245 (100.0)	41,856 (100.0)	1,306 (100.0)	51,666 (100.0)	1,802 (100.0)

(出所) 農林省, 各年『農家就業動向調査報告書』より作成。

注: 1965年の同報告書では, 製造業の内訳が集計されていない。

(ii) コンビナート社外労働者の低賃金と農家世帯員の兼業労働との関連という点からするならば, より重要になるのは在来の農村工業労働市場の動向である(その理由は後述する)。結論から言うと, コンビナート労働市場の形成は, 繊維・食料品・金属機械製造業などの農村工業労働市場の崩壊をもたらすほどにはいたらなかったといえよう。

いま, 農村工業の典型である繊維関連工業(衣服縫製業を含む, 以下同じ)に就労する農家在宅勤務者数を見ると, 全在宅勤務者数の一〇%を占め, 絶対数では増加傾向にある(第20表)。また, 岡山県全体の繊維関連工業常用労働者に占める農家在宅勤務者の割合も増加傾向にあり, 前者が減少傾向にあるなかでますます後者の比重は大きくなりつつある⁽¹¹⁾。繊維関連工業労働者のうち女子の比率はきわめて高く⁽¹²⁾, 同部門へ就労する農家在宅勤務者の多くが女子であることは想像に難くない。

この点は、さきに指摘しておいたように、農家の主婦の賃労働兼業（とりわけ、「恒常的勤務」形態）の増大傾向に一致するものである。

以上要約すれば、コンビナート労働市場は、農家世帯主を主とする男子兼業従事者の相当数を低賃金の社外工労働者として「吸引」し、農業臨時雇労働市場の部分的崩壊をひきおこしたものの、繊維関連工業を中心とする食料品・機械器具製造業などの農村工業労働市場は、農家の主婦を主体とする女子労働力を主な基盤として維持されているといえよう。⁽¹³⁾

(1) 岡山県賀陽町『出稼ぎ調査結果報告書』一九七〇年九月刊。なお、ここにある「出稼ぎ」には通勤兼業従事者も含まれる。

(2) いずれも各町資料による。

(3) コンビナート労働市場が潜在的過剰人口の「排水渠」としての機能を及ぼしうる範囲は、県内の道路整備を背景にしたマイクロバスの運行により飛躍的に拡大し、現在では県下全域に及んでいる（第1図参照）。もちろん、水島地区への距離の違いにより地域ごとに様子を異にすることは言うまでもない。一九七三年に実施された岡山県農業会議の調査によれば、岡山県内各市町村から各工業地帯へ向うマイクロバスは一日当り約五〇〇台〜六〇〇台にのぼり、その内訳は、岡山・和気・倉敷・高梁の各農林事務所管内からのマイクロバス

コンビナート社外工労働者の集積基盤（伍五九）

は水島へ、笠岡・新見管内からは福山（日本鋼管福山製鉄所が主）へ、勝山・津山管内からは岡山市へ、美作管内からは姫路・相生の播州工業地帯へ向っている（岡山県農業会議事務局資料による）。

(4) 第17表の「所属不明」の企業のなかには第2表、第5表に登場しなかった三次、四次下請企業が含まれているだろう。

(5) コンビナート労働市場（実は、社外工労働市場）による農村の兼業労働の包摂は必ずしも十分なものにはなっていないという点が注目される。つまり、兼業従事者は土地との結びつきをたちきっていないがために、資本に対していくつかの制約を課している。たとえば、農繁期になると、社外工の多くが休暇をとるといふ問題がある。このような「困難」を一時的に解決するために、下請企業のなかには、バインダー部隊を企業の負担で編成し、社外工労働者兼業従事者に代って彼らの田の稲刈をするという事例も見うけられた。もっとも、資本は、このような矛盾を社外工兼業従事者の負担で解決しようとする。彼らは、農繁期休暇があれば必要としない農機具までも敢えて購入し、「自家労働力不足」に対処せざるをえない。そのため、最近では、企業によるバインダー部隊の編成というような例はほとんど見かけなくなった。

なお、資本による農繁期対策としての前述のような例は、他地域でも見うけられる（森井淳吉「農村地域への工場進出の実態」『経済』一九七二年七月号所収）参照。

(6) 一九六四年のピーク時に、倉敷市は県全体の生産量（六八、七〇〇トン）の四〇・六％（二七、九一二トン）を生産して

いたが、水島コンビナートの有毒排出物による「い草」の先枯れ被害は、倉敷市全域はもちろん周辺地域にまで拡大した。その結果、倉敷市の生産量は七三年には、一、五四〇トン（六四年の生産量の五・五％）にまで低下した（岡山県農産園芸課『い草関係統計資料』一九七四年二月刊）。

(7) 七四年における岡山県の「い草刈り」労働者の受入れ数六七八名の内訳は、県内二四六名（三六・三％）、県外では、愛媛一五四名（二二・七％）、広島八六名（一二・七％）、島根六〇名（八・八％）、それに徳島、山口の各県がつづく。なお、「い草刈り」労働者の年次別推移をみると、六九年五三六〇名、七一年二、四一六名、七三年七三三名と減少の一途をたどっている（岡山県職安課調べ）。

(8) たとえば、一九七三年岡山県の「中小工鉱業地帯・男子」についてみると、「い草刈り」賃金が、一時間当り七〇六円（但し、賄評価額を含む）、農村から通勤する他産業の恒常的雇用の一時間当り賃金が四〇八・八円である（岡山県農業会議『農業臨時雇賃金に関する調査結果』（一九七四年三月刊）より算出）。

(9) 「い草」の年間所要労働時間のうち、家族労働時間の割合（但し、一戸平均）をみると、一九六五年が四四〇・六時間中二二六・二時間（五一・三％）、六九年四六三・九時間中三二七・〇時間（六八・三％）、七三年四三三・六時間中三四六・九時間（八一・九％）と上昇している。つまり、以前は自家労働力のうち、女子については、雇い入れた「い草刈り」労働者の賄の準備（一日平均四回）を担当していたた

第21表 農業臨時雇労働者を雇い入れた農家数とのべ人数

	岡 山 県				倉 敷 市			
	実 数		指 数		実 数		指 数	
	農 家 数	のべ人数	農家数	のべ人数	農 家 数	のべ人数	農家数	のべ人数
1960年	69,746	2,068,111	100.0	100.0	6,438	163,031	100.0	100.0
65	60,933	1,436,898	87.4	69.5	4,595	119,687	71.4	73.4
70	51,284	981,326	73.5	47.5	2,214	39,400	34.4	24.2

（出所）農林省、各年「世界農林業センサス、岡山県統計書」より算出。

(10) 岡山県および倉敷市の農家が雇い入れた農業臨時雇労働者は、一九六〇年から七〇年にかけて大幅に減少した。特に「い草刈り」労働者が激減した倉敷市は一層顕著である（第21表）。

(11) 一九六七年岡山県全体の織維関連工業常用労働者五四、九九五名のうち農家在宅勤務者は一三、〇〇〇名（二三・六％）であり、七二年では五三、三〇四名のうち一八、二〇〇名（三三・一％）が農家在宅勤務者である

第22表 加茂川町における町内事業所へ通勤する兼業従事者の内訳 (1973年度)

企業名	員数	備考	企業名	員数	備考
備前電機	265	人芝(株)の部品加工 下請企業	大森土建	32	建設業
北井縫製	17	衣服縫製業	山崎工務	14	〃
綱丸福商	8	〃	曾加部建	10	〃
加茂川服装	18	〃	笹加田建	15	〃
伊賀縫製	7	〃	八大産業	15	機械部品製造業
新山縫製	9	〃	加茂川工	22	〃
加茂川縫製	24	〃	満栄工	17	〃
加山縫製	36	〃	新山酒造	13	酒造業
山崎縫製	25	〃	御津運	17	運輸業
梅原縫製	7	〃	加茂川町	178	公務員, その他
円城縫製	12	〃	加農協	141	〃
笹目西山縫製	7	〃	便局	62	〃
(縫製業小計)	(170)		教員	74	〃
加茂川ゴム工業	47	ゴム製品製造業	療所	7	〃
共和コンクリート	23	コンクリートブロック製造業	計	1,122	

(出所) 加茂川町資料による。

コンビナート社外工労働者の集積基盤(伍賃)

(通産省、各年『工業統計調査報告、岡山県統計書』および農林省、各年『農家就業動向調査報告書』より算出)。「大都市やその近郊における労働力不足・工場用地取得における困難性」のゆえに、低賃金労働力や安い借地料の用地を求めて中小企業は豊山漁村へ退却せざるをえない状況が生じている(森井淳吉、前掲論文、八八ページ)。

(12) たとえば、七二年度では五三、三〇四名のうち四一、三五四名(七七・六%)が女子である(通産省『一九七二年工業統計調査報告、岡山県統計書』)。

(13) 一九七三年度加茂川町において、町内で就労する雇用兼業従事者の内訳は第22表のとおりである。衣服縫製業、機械器具製造業従事者が大部分を占め、そのほとんどが農家の主婦である。

四 コンビナート社外工労働者の低賃金

固定化の機構

(1) 農業所得と社外工賃金との相互補完関係

水島コンビナートの形成は、すでに考察したような農村労働市場の変容をひきおこしながら大量の兼業従事者を「吸引」した。コンビナート独占企業にとっては、彼らを社外工として大量に採用することによって、独占企業の操業度に照応さ

第23表 水島コンビナートへの通勤労働者およびその世帯の所得状況
(1973年度, 川上郡A町)

農業経営規模	人員	1世帯平均所得内訳		家計費	家計費充足率
			円	円	%
無	51	本人の給与所得 一家の所得	832,300 (50.4) 1,650,300 (100.0)	—	—
0.5ha未満	49 (38.0)	農業所得 本人の給与所得 一家の所得	93,800 (7.3) 959,600 (74.9) 1,281,700 (100.0)	2,065,800	4.5 46.9 62.0
0.5~0.7ha	33 (25.6)	農業所得 本人の給与所得 一家の所得	208,600 (16.0) 841,300 (64.4) 1,305,800 (100.0)		2,049,900
0.7~1.0ha	36 (27.9)	農業所得 本人の給与所得 一家の所得	591,500 (40.8) 666,300 (45.9) 1,451,500 (100.0)	1,850,800	
1.0~1.5ha	10 (7.8)	農業所得 本人の給与所得 一家の所得	836,400 (57.7) 538,100 (37.2) 1,448,400 (100.0)		
兼業従事者 合計	128 (100.0)				

(出所) 川上郡A町調べ。

注: 「家計費」は、中国四国農政局『岡山県農林水産統計年報』(1973年度版)による。

せつつ、本工労働者に比べ相対的に低位な労働条件のもとでの就労を強いることを可能にするのである。最後に、この機構を水島コンビナートへの通勤兼業従事者の農業所得、農外所得、家計費の関連から検討する。

第23表は、川上郡A町から水島コンビナートへ社外工として通勤している者およびその世帯の所得状況を表わしたものである。総数一七九名のうち、五一名は調査時点(一九七三年三月)ですでに離農していたが、水島コンビナートへ就労する以前は何程かの農業経営に携わっていた者も相当存在するだろう。これらを除いた通勤兼業従事者一二八名のうち、〇・五ヘクタール未満層、〇・五〜〇・七ヘクタール層の農業所得による家計費充足率は、わずかに四・五%及び一〇・二%にすぎず、不足分は農外所得つまり社外工賃金で「補う」わけである。これらの層においては、農業所得に比べ、農外所得の方がはるかに多いから、農外所得Ⅱ社外工賃金の低位性を農業所得で「補う」と言

第24表 コンヒナート社外工労働者(=兼業従事者)世帯の「労働力の価値分割」の具体例(1973年度,川上郡A町)

氏名	家族構成	就労先企業名	給与所得①	農業経営規模	農業所得②	総柄	家族の所得		一家の総所得③
							就労先	給与所得③	
1	4	大阪富士工業(川鉄元請)	1,080,050	0.5	178,000	長男	電気製品部品加工業(K電機)	753,200	2,011,250
2	2	"	862,250	0.12	73,000	妻	デパート外交	158,000	1,093,250
3	4	"	847,400	0.15	73,400	妻	(K商會)	157,773	1,078,573
4	7	"	444,400	0.75	435,951	母	(K酒造)	401,200	1,679,151
5	2	"	913,400	—	—	弟	(M商會)	28,400	1,679,151
6	4	"	862,250	0.12	73,000	妻	(K建設)	369,200	1,044,200
7	6	"	1,185,650	0.62	857,800	妻	(M商會)	158,000	1,093,250
8	4	"	1,22,800	0.38	127,200	妻	(H服装)	81,200	2,124,650
9	5	"	1,149,350	—	—	妻	(S工業)	383,600	633,600
10	2	"	862,250	—	—	妻	(N病院)	967,850	2,117,200
11	4	"	1,311,050	—	—	妻	(S工業)	220,400	1,082,650
12	4	"	1,184,000	—	—	妻	(S工業)	386,800	1,570,800
13	5	田中金属工業(川鉄2次下請)	1,555,350	0.25	100,000	妻	電気製品部品加工業(K電機)	321,200	1,976,500
14	7	山九運輸機工(川鉄、三菱石油元請)	1,477,000	0.65	289,700	妻	(K縫製)	142,000	1,908,700
15	4	"	1,239,050	0.39	12,800	妻	縫製業	110,000	1,931,050
16	5	加大工業(川鉄2次下請)	877,100	—	—	次女	銀行	569,200	1,217,500
17	7	"	2,433,725	—	—	妻	※加大工業	340,400	2,705,325
18	7	中谷興運(川鉄2次下請)	1,415,450	0.42	105,000	妻	(S縫製)	271,600	1,675,250
19	7	片山工務店(川鉄工事請負)	921,650	0.4	63,000	妻	(H服装)	154,800	1,225,850
20	6	"	849,050	0.44	108,900	妻	(S縫製)	241,200	1,027,950
21	2	"	649,200	0.58	160,000	妻	(S縫製)	70,000	1,173,600
22	7	"	981,050	0.63	81,000	妻	(S工業)	364,400	1,515,650
23	3	"	295,600	1.13	800,000	母	(S工業)	242,800	1,515,650
							(S工業)	210,800	1,152,800
							(S工業)	57,200	1,152,800

(出所) 第23表から無作為に抽出したもの。

注：1) ※は、本人以外の世帯員も水島コンヒナートで就労しているケースである。

2) 空欄は不明の箇所である。

った方が事態を正確にあらわしているだろう。もちろん、一〇ヘクター以上の層においても、兼業による給与所得なしには家計維持にほど遠いことは言うまでもないが、農業経営規模が大きくなるにつれて、給与所得が減少している点は注目される。第24表に見られるように、同じ下請企業に就労している者の間でも農業経営規模の大小によって、給与所得金額にかなりの開きがある。

要するに、社外工の基準内賃金がきわめて低位に抑えられたもとは、農業経営規模が小さいほど、基準外労働¹⁾追加労働（超過勤務手当、深夜勤務手当を目的とした二交替し勤務など）をふやすことによって、給与所得の増加を図らざるをえない。この意味で、農業所得と社外工賃金とは相互補完関係にあるということができる。

(2) 農家世帯員の総兼業化（Ⅱ「労働力の価値分割」の強制

さらに、注目すべきことは、第23表の全経営規模にわたって、農業所得と本人の給与所得を加えても農家所得に達していない点である。これは、全階層を通して、他の世帯員も兼

業に従事していることを示している。⁽¹⁾これらの世帯員——主として、主婦——のほとんどが、前述した農村工業労働市場に包摂されているとみてよからう。その賃金水準はきわめて低位で、衣服縫製業を例にとれば、一九七三年度岡山県の同部門女子生産労働者の一時間当り賃金（二三七・二円）は、全産業平均の男子生産労働者賃金（四九八・五円）の実に四七・六％にすぎず、⁽²⁾月額所得にしてせいせい二万〜三万円程度である（第24表参照）。

農業所得の低位性を「補完」するためには、コンビナート社外工としての世帯主の給与所得だけでは十分ではなく、さらに主婦を中心とする世帯員の総兼業化（Ⅱ「労働力の価値分割」による農外所得を必要とするのである。⁽³⁾社外工としての給与所得の方が農業所得をはるかに上回っている実態に即して考えるならば、コンビナート社外工としての低賃金を「補完」するために、土地との紐帯を断ち切れず、加えて妻をはじめ他の世帯員の賃労働兼業をも不可欠すると考えた方が適切であろう。

コンビナート独占企業は、このような「補完条件」を備えた兼業従事者を、社外工（請負工）として、さきに考察したよ

うに生産工程の深部にまで導入することによって、彼らに低賃金のもとの就労を強制し、利潤の増大を図るのである。

- (1) 一二八名中、本人以外の世帯員が兼業に従事している者は九四名、そのうち妻が兼業に従事している者は六七名である。
- (2) 岡山県労政課『岡山県の賃金事情』（一九七四年三月刊）より算出。

- (3) 第23表の農家所得による家計費充足率は、世帯員の総兼業化によっても一〇〇%に達していない。当然、借金によるやりくりが予想される。

五 むすび

「地域開発」Ⅱ水島地区への重化学工業コンビナートの建設は、地域に新たな労働市場の形成をもたらし、日本資本主義の「高度成長」期に国家独占資本主義的諸機構を通して広範に創出された兼業従事者（潜在的過剰人口）を、コンビナート社外工労働者として大量に「吸引」した。⁽¹⁾社外工労働者としての低賃金で不安定な就労形態は、土地との結びつきの維持による農業所得および農家世帯員の総兼業化（主婦をはじめとする世帯員の農村工業労働市場への包摂）にもとづく給与所得の「補完」を前提にして固定化させられた。換言するならば、

コンビナート社外工労働者の集積基盤（伍賃）

コンビナート建設により、地域に新たに形成された労働市場は、男子兼業従事者（主として世帯主）を社外工として大量に「吸引」したものの、農家主婦を主要な基盤とする農村工業労働市場を包摂しきれないで、両者は重なりあって存在することによって、社外工労働者Ⅱ兼業従事者家族の「労働力の価値分割の特殊な形態」を可能にしている。⁽²⁾ここで言う「特殊な形態」とは、「農民的」小土地所有と無縁な労働者家族の労働力の価値分割と異なり、自家農業経営による零細な農業所得を維持していることをさしており、それは、一般に農家主婦の追加労働にもとづくものである。⁽³⁾

世帯主の社外工賃金・妻をはじめとする世帯員の兼業による給与所得・および零細な農業所得——いずれも、農家構成員の追加労働にもとづく——の三者が相互に「補完」しあってはじめて生計維持が可能となり、また、このことが逆に、社外工賃金を低位に固定する槓杆となっている。これは、コンビナート独占企業の操業度に照応する賃金支払い形態——追加労働の強制による時間賃率の引き下げを目的とする——とともに、コンビナート社外工賃金を低位に固定する基底的要因をなしているといえよう。

(1) 本稿では、コンビナート労働市場による兼業従事者の「吸引」の面のみを扱っており、「反発」の面にはまったくふれえなかった。それは、現実に「反発」の面が問題の前面にでてこなかったことにもよるが、最近の不況の深刻化のなかで（特に、七四年一〇月以降）、社外工兼業従事者の「反発」が大規模に始まりつつあることを考えると、この側面を含めた分析はきわめて重要になっている。だが、それは今後の研究課題とせざるをえない。

(2) 農家の主婦も世帯主とともにコンビナート労働市場に勾引されるようになれば、往復通勤時間による制約もあって、事實上農業経営は不可能にならう（第24表の氏名16・17参照）。

(3) 農業経営規模の大小により多少の差異はあるが、コンビナートへの通勤兼業従事者世帯の農業の中心的担い手は主婦であり、彼女らは、農村進出工場での労働、休日や帰宅後の農作業、それに炊事・育児などの家事労働というように二重三重の追加労働を強いられている（森井淳吉、前掲論文参照）。

第2表 川崎製鉄水島製鉄所における作業請負企業および請負工労働者編成
(2)一覧表 (ただし、運輸部門、製造工程部門のみ)

(元 請) (運輸部門)	(2次下請)	本 社 在 地	資 本 金 (万円)	川鉄持株 比率(%)	人 員 (川鉄構内)	担 当 作 業
川鉄運輸	川鉄運輸	神戸市	3,000	47	1,511 (985)	輸送、製品出荷、船内・沿岸荷役
	日東運輸	神戸市	25,000	0	186	船内荷役、落鉱処理
	日本通運	東京都	4,621,640	0	41	構内運送、陸上輸送
	中谷興運	倉敷市	2,200	0	186	構内輸送、積卸荷役、陸上輸送
	岡山県貨物鋼運	岡山市	3,000	0	110	構内輸送、積卸荷役、陸上輸送
	倉敷運輸	倉敷市	2,000	0	159	構内輸送、積卸荷役、陸上輸送
	大崎建運	東京都	9,188	0	188	構内輸送、積卸荷役、陸上輸送
	中国足守運輸	倉敷市	2,400	0	62	構内輸送、陸上輸送
	日本貨物検査協会	東京都	375	0	33	検数
	全日本検数協会	東京都	10,000	0	31	検数
広海運	東京都	—	—	0	—	
(製造工程部門)						
川鉄鋳業	川鉄運輸	東京都	538,350	45	0	高炉ドライピット処理、パラス製造
川鉄運輸	—	—	—	(77)	—	
川鉄運輸	—	—	—	(449)	—	
大阪富士工業	田中金属工業	大阪市	1,200	0	122	半製品手入、スクラップ切断、分塊玉掛
	水野工運	千葉市	3,000	0	194	原料処理、スラジ処理、均鉱設備保全
	尾上興業	倉敷市	500	0	71	連鑄整装
	上家工業	倉敷市	250	0	42	製品手入、水道保全
	新日炉興業	岡山市	500	0	147 (10)	炉前作業、鍋修理、高炉荷役
	巴工業	神戸市	3,000	0	69	鑄鋼製品組立
	京葉興産	千葉市	450	0	10	S P缶加工
	広海運	—	—	0	23	修保
	岡山県貨物鋼運	—	—	0	63	線材玉掛
	植田製作所	—	—	0	—	鉱屑切分
中谷興運	—	—	0	—	煉瓦受払	
大阪富士工業	阿波工業所	尼崎市	4,000	0	878 (658)	製品・半製品手入、場内玉掛、場内補修
	富士産業	神戸市	40	0	22	鑄鋼砂落し
	黒川工業	—	—	0	—	鋼片手入
	嘉栄工業	—	—	0	—	鋼片手入
	橋本工業	—	—	0	—	鋼片手入
	日豊工業	—	—	0	—	鋼片手入
	大一工業	—	—	0	—	鋼片手入
	—	—	—	—	—	鋼片手入
川鉄鋼材工業	中村鉄工業	大阪市	50,000	34	17	大型精密切断
	椿原工業	—	—	0	5	溶接
	東亜外業	—	—	0	2	歪取
	管野熔接	—	—	0	5	溶断
富士工業所	—	—	—	0	7	溶接
	菊陵興業	北九州市	4,000	0	266	製品・半製品手入、玉掛、鋳型修理
	阿部工業	—	—	0	13	鋳型修理
	藤原工業	—	—	0	17	鋼材疵取
	鳴滝工業	—	—	0	14	鋼材疵取
親和パッケージ	—	—	0	6	鋼材疵取、玉掛	
日本磁力選鉱	—	—	—	0	—	—
	尾上興業	大阪市	5,000	0	258	製品梱包
中国精油	—	—	—	0	—	—
	京葉興産	北九州市	4,990	0	41	転炉、滓精鉱回収
—	—	—	—	0	2	ショベル操作
	佐野工芸	岡山市	3,300	0	40	廃油処理
	近畿防触塗装	—	—	0	9	製鋼用消耗品製作
—	—	—	—	0	—	—
	—	—	—	0	16	塗装
—	—	—	—	0	6	塗装
	—	—	—	—	—	—
三国工業	—	—	—	0	23 (6)	現図作業
森口商店	玉野市	3,500	0	—	—	—
共栄	神戸市	800	0	15	製品梱包、木型段取整理	
エスコ放射線	神戸市	4,000	0	4	メタルタック製作	
—	川崎市	800	0	3	鑄鋼品X線検査	

(出所) 第2表(1)に同じ。

注：1) 企業名を二重枠で囲んであるものは、川崎製鉄と資本面でもつながりをもつ「関連企業」である。

2) 空欄は、不明の箇所である。

3) 「人員」欄の()内数字は、当該部門のみの労働者数を示す。たとえば、「大阪富士工業」の労働者は、川鉄構内に878名存在するが、うち製造工程部門には658名就労している。